職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

令和7年9月

広島県人事委員会

はじめに

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関であり、任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で、人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの地方公務員法に定められた役割を担っている。

このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度である。

このため、本委員会は、民間事業の従事者の給与や、本県職員の勤務条件、国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件、その他社会情勢について調査、研究を行い、その成果を踏まえ、職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を行うものである。



広島県議会議長 中本隆志 様 広島県知事 湯崎英彦様

> 広島県人事委員会 委員長 船木 孝和

職員の給与等について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与及び人事行政における当面の諸課題について別紙1のとおり報告するとともに、給与の改定について別紙2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のために所要の措置を 講じられるとともに、報告の中で触れた諸課題につ いて、解決に向けた取組を進められることを希望し ます。

目 次

(別紙	₹1)	
報	告	1
I	··· 職員の給与に関する報告 ····································	2
1	職員の給与等	2
	(1) 職員数及び職員構成	2
	(2) 平均年齢及び年齢階層別職員構成	3
	(3) 平均給与月額 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
2	6 41/4/10 4 / N.M.	4
	(1) 職種別民間給与実態調査	4
	(2) 給与改定等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		6
3		6
	(1) 公民給与の比較方法の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(2) 月例給	7
	(3) 特別給	7
4		8
5	人事院の給与勧告等	8
6	結び	12
	(1) 令和7年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定 ・・・・・	12
	(2) 給与制度をめぐる諸課題	13
Π	THE THE STATE OF T	16
1	r t t at the late to the	16
	(1) 多様で有為な人材の確保	16
	(2) 挑戦と成長を支える人材マネジメントの推進 ・・・・・・・・・・・	17
	(3) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり	19
2	Well-beingの実現につながる勤務環境の整備 ·····	20
	(1) 時間外勤務の縮減等	20
	(2) 多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進 ・・・・・	22
	(3) 職員の健康管理	23
	(4) ハラスメントの防止 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
3	不祥事根絶に向けた取組の徹底	25
Ш	給与勧告実施の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(別紙		
勧	告	28
]資料)	
1	職員給与関係資料 ····································	1
2	民間給与等関係資料	40

報告

本人事委員会は、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに 生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査、検討を行ったので、 その結果を報告するとともに、人事行政における当面の課題について本人事委 員会の考え方を述べる。

I 職員の給与に関する報告

1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び情報職の6種9給料表の適用を受けている。

(1) 職員数及び職員構成

第1表のとおり、職員の総数は22,690人で、昨年に比べ172人減少しており、給料表別の職員構成比は、教育職が全体の49.8%を占め、以下、行政職25.2%、公安職22.6%、医療職1.2%、研究職1.1%、情報職0.2%となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第1表 給料表別職員数及び構成比

(単位:人)

区分		職員数		令和7年
給料表	令和7年4月	令和6年4月	増減	職員構成比
全 給 料 表	22, 690	22, 862	△ 172	100.0%
行 政 職 給 料 表	5, 712	5, 830	△ 118	25. 2%
公安職給料表	5, 126	5, 128	△ 2	22.6%
教育職給料表口(中)	3, 612	3, 675	△ 63	40.00/
教育職給料表臼(イ)	7, 679	7, 714	△ 35	49.8%
研 究 職 給 料 表	256	254	+ 2	1.1%
医療職給料表份	51	43	+ 8	
医療職給料表口	129	132	△ 3	1.2%
医療職給料表回	85	86	△ 1	
情報職給料表	40	_	_	0.2%

- (注) 1 各年の4月1日現在の人事統計調査による(市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員を含み、職員の給与に関する条例附則第8項及び市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例附則第5項により給料月額が決定される職員(以下「定年延長者」という。)及び暫定再任用職員等を除く。以下、第4表までについて同じ。)。
 - 2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある(以下の各表において同じ。)。

(2) 平均年齢及び年齢階層別職員構成

職員の平均年齢は、第2表のとおり、39.7歳である。これを給料表別に みると、平均年齢が最も高いのは研究職給料表の適用者(研究員等)で 43.1歳、最も低いのは教育職給料表(三)(イ)の適用者(小中学校教諭等)で38.2 歳となっている。

なお、職員数を5歳幅の年齢階層別でみると、第3表のとおり、25歳から 29歳までの年齢階層が最も多く、各年齢階層の構成比を昨年と比べると、 18歳から24歳まで、30歳から44歳までの各年齢階層が増加している。

【説明資料 第1表参照】

■第2表 給料表別平均年齢

(単位:歳)

■ 第 2 夜 和 科 夜 別 十 均 中	· IM ·		(早世,成)
区分		平 均 年 齢	
給料表	令和7年4月	令和6年4月	増減
全 給 料 表	39. 7	40.0	△0.3
行 政 職 給 料 表	41.6	41. 9	△0.3
公 安 職 給 料 表	39. 0	38.8	+0.2
教育職給料表口(中)	40.8	41.6	△0.8
教育職給料表仨(イ)	38. 2	38. 5	△0.3
研 究 職 給 料 表	43. 1	43.3	△0.2
医療職給料表闩	39.5	40.0	△0.5
医療職給料表口	42.7	42.9	△0. 2
医療職給料表臼	38.6	38.6	0.0
情 報 職 給 料 表	40.6	_	_

■第3表 年齡階層別職員構成比

(単位:%)

年 齢	18~	25~	30∼	35∼	40~	45~	50~	55歳
階層	24歳	29歳	34歳	39歳	44歳	49歳	54歳	以上
令和7年4月	9. 3	14. 6	14. 3	13. 2	11. 1	11. 1	13. 0	13. 2
令和6年4月	8.9	14.8	13. 7	13.0	11.0	11.3	13. 0	14.2
増減	+0.4	△0.2	+0.6	+0.2	+0.1	△0.2	0.0	△1.0
参 考 平成27年4月	6. 3	11. 5	10. 4	10.0	12. 1	12. 9	18. 3	18.6

(3) 平均給与月額

職員の本年4月における平均給与月額は、第4表のとおり、401,165円で、これを給料表別にみると、最も高いのは医療職給料表(一の適用者(医師等)で840,988円、最も低いのは医療職給料表(三の適用者(保健師等)で358,908円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では3.1%(12,202円)増加しており、これを給料表別にみると、増加率が最も高いのは医療職給料表(三の適用者となっている。

【説明資料 第3表参照】

■第4表 職員1人当たりの平均給与月額

(単位:円)

二) 45 1 45 HH 7 7 1 H			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
区分		平均給与	月 額	
給料表	令和7年4月	令和6年4月	増減額	増減率
全 給 料 表	401, 165	388, 963	+ 12, 202	+3.1%
行 政 職 給 料 表	383, 093	372, 735	+ 10,358	+2.8%
公安職給料表	394, 532	380, 439	+ 14,093	+3.7%
教育職給料表口(中)	428, 628	419, 770	+ 8,858	+2.1%
教育職給料表仨(4)	403, 061	389, 861	+ 13, 200	+3.4%
研 究 職 給 料 表	416, 847	406, 440	+ 10,407	+2.6%
医療職給料表	840, 988	825, 772	+ 15, 216	+1.8%
医療職給料表口	392, 628	380, 500	+ 12, 128	+3.2%
医療職給料表回	358, 908	343, 407	+ 15,501	+4.5%
情報職給料表	444, 498	_	_	_

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本人事委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との 比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模50人 以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,348の民間事業所のうち から、層化無作為抽出法(調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることが ないよう、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選 び出す抽出方法)によって抽出した337事業所について、令和7年職種別民 間給与実態調査(以下「民間給与実態調査」という。)を実施した。 この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の 22職種約13,000人及び研究員、医師等の54職種約1,100人について、各民間 企業における本年4月分として支払われた給与月額及び給与改定の状況等 を詳細に調査した。

本年の調査完了率は、各事業所の協力を得て、84.1%となっており、調査 結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

なお、後記3のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

【説明資料 第13表参照】

(2) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第5表及び第6表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は67.9%(昨年65.9%)であり、昨年に比べ2.0ポイント増加している。また、定期昇給を実施した事業所の割合は96.3%(同94.2%)であり、昨年に比べ2.1ポイント増加している。

■第5表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段階	区分	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
<i>5</i>	令和7年調査	67. 9	0.3	0.5	31. 3
係員	令和6年調査	65. 9	1. 0	0.7	32. 5
## E ⟨π	令和7年調査	58. 4	1. 9	0.5	39. 2
課長級	令和6年調査	57. 1	1.0	0. 4	41. 5

⁽注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第6表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

	区分	定期昇給 制度あり	昨年と比較して弁稲観か 山				定期昇給中	定期昇給 制度なし
役職段階	Ł i			増額	減額	変化なし	· · 414	
坛 旦	令和7年調査	96. 9	96. 3	38.6	3. 7	54. 0	0.6	3. 1
係 員	令和6年調査	94.6	94. 2	42.6	1. 7	49. 9	0.5	5. 4
∌ ⊞ ∀ 7	令和7年調査	82. 1	81.6	34. 9	2.3	44. 4	0.6	17. 9
課長級	令和6年調査	81. 9	81.5	35. 2	1. 5	44.8	0. 5	18. 1

⁽注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離 することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 初任給の状況

民間における初任給の改定状況は、第7表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で30.5%(昨年33.9%)、高校卒で21.3%(同16.3%)となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で80.5%(同88.5%)、高校卒で79.8%(同93.7%)であり、それぞれ昨年に比べ大学卒は8.0ポイント、高校卒は13.9ポイント減少している。一方、据え置いた事業所の割合は大学卒で19.5%(同11.5%)、高校卒で20.2%(同6.3%)であり、それぞれ昨年に比べ大学卒は8.0ポイント、高校卒は13.9ポイント増加している。

【説明資料 第14表、第15表参照】

■第7表 民間における初任給の改定状況 (単位						
学歴	区分	採用あり	初	任給の改定状	採用なし	
			増額	据置き	減額	
+ \(\text{\tiny{\text{\text{\text{\text{\text{\tiny{\text{\text{\tiny{\text{\tiny{\text{\text{\text{\tiny{\text{\tiny{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tiny{\tiny{\tiny{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tiny{\tiny{\text{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\text{\tiny{\ti}\tiny{\text{\tiny{\tin}\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiin}\tiny{\tiin}\tiny{\tiin}\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiny{\tiin}\tiny{\tiin}\tiny{\tiin}\tiny	令和7年調査	30. 5	(80. 5)	(19. 5)	_	69. 5
大学卒	令和6年調査	33. 9	(88. 5)	(11. 5)	_	66. 1
古长女	令和7年調査	21. 3	(79.8)	(20. 2)	_	78. 7
高校卒	令和6年調査	16. 3	(93.7)	(6. 3)	_	83. 7

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 公民給与の比較方法の見直し

公民給与の比較は、公務員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本とし、本県において行政職給料表の適用を受ける職員と民間企業の従業員のうち、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢の条件が対応すると認められる者について、民間給与実態調査の結果に基づき、相互の給与を比較しているところである。

本年、人事院は行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏ま え、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があ るとし、官民給与の比較方法の見直しを行ったところである。

^{2 ()} 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

本県においても、行政課題が複雑化・多様化する状況にある点は、国と同様であり、有為な人材の獲得にあたっては、国家公務員と競合関係にあることを考慮し、公民給与の比較方法について、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直すこととした。

(2) 月例給

人事統計調査及び民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月の給与額を対比させ、精密に比較したところ、第8表のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均11,543円(2.97%)下回っている。

【説明資料 第3表、第16表、第17表参照】

■第8表 職員給与と民間給与との較差

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較差 $((A)-(B))$ $\left(\begin{array}{c} (A)-(B) \\ (B) \end{array} \times 100 \right)$
400,019 円	388, 476 円	11, 543円 (2. 97%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額 を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したもので ある(ラスパイレス方式)。
 - 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
 - 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,712人(定年延長者115人を除く。)から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,468人(平均年齢42.3歳)である。
 - 4 比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行わなかった場合の較差は、10,047円(2.59%)である。

(3) 特別給

民間給与実態調査の結果によると、第9表のとおり、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は所定内給与月額の4.67月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数(4.60月)が民間事業所の特別給を0.07月分下回っている。

【説明資料 第18表参照】

■第9表 民間における特別給の支給状況

区		分	特別給の支給割合
下	半	期	2.25 月分
上	半	期	2.42 月分
年	間	計	4.67 月分

- (注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から7月までの期間をいう。
 - 2 比較対象企業規模を100人以上とする見直しを行わなかった場合の特別給の支給割合の年間計は、4.65月分である。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和6年地方公務員給与実態調査によれば、令和6年4月1日に おける行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職 員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、 国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県のラスパイレス指数は100.9 (令和5年100.5)であり、前年に比べ0.4ポイント増加している。

なお、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は99.6 (令和5年99.2) であり、前年に比べ0.4ポイント増加している。

5 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「公務員 人事管理に関する報告」及び「職員の給与に関する報告」を行い、あわせて、 給与等の改定についての勧告を行った。

この中で、「公務員人事管理に関する報告」については、激しい人材獲得競争を勝ち抜くための改革として、「高い使命感とやりがいを持って働ける公務」、「実力本位で活躍できる公務」、「働きやすさと成長が両立する公務」及び「誰もが挑戦できる開かれた公務」を実現するための取組について報告された。

また、給与改定については、本年4月の国家公務員の月例給が民間給与を 15,014円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、若年層に重 点を置きつつ、その他の職員についても昨年を大幅に上回る引上げ改定を行 うほか、特別給については、民間の支給状況等を考慮し、支給月数を0.05月 分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとされた。

さらに、「職務・職責を重視した新たな給与体系」を実現するため、勤務 時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとされた。

これらの概要については、次のとおりである。



激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

国家公務員行動規範の周知・啓発

府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、 官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに 伴い本府省業務調整手当を拡充
- ・ 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

• 月100時間超等の超過勤務最小化 に向け、各府省の実情に応じた伴走 支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

• 自己実現や社会貢献につながるような 兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

• 様々な事情を抱えた職員の活躍を 支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

• 国家公務員の「能力一覧」を作成し、 人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

経験者採用試験におけるCBT (オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

• インターンシップを活用した早期選考 の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

• 柔軟なアルムナイ採用のための能力 実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

技術系人材の確保に特化した採用 ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

~世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために~

令和7年 人事院勧告・報告の概要



官民給与の比較方法の見直し

- ◎ 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
 - ⇒ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

❷ 俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
 【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

❷ 本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

❷ 特地勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加



ボーナス [直近1年間(令和6年8月~令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

◎ 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60㎞以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を 下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

6 結び

(1) 令和7年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものと考える。

ア 月例給

本年の職員給与が民間給与を11,543円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、職員給与と民間給与との較差の程度や人事院の改定の考え方等を踏まえ、若年層に重点を置きつつ、全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

その他の給料表については、行政職給料表等との均衡を基本に改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する 観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこと としている。

本県においても、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

ウ 宿日直手当

人事院は、宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

工 特別給

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数(4.60月) が民間事業所における賞与等の特別給(4.67月分)を下回っていることか ら、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月とする必要がある。

支給月数の引上げ分は、国の改定状況、民間事業所における特別給の配分状況等を参考にして、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、6月分と12月分の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.0125月分引き上

げる必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、国の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

オ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 給与制度をめぐる諸課題

ア 通勤手当

人事院は、民間給与実態調査における民間の支給状況等を踏まえ、自動車等使用者に対する通勤手当に係る見直しを行うこととした。本県においては、職員の通勤実態等を考慮し、国とは異なる独自の措置を講じていることを踏まえ、次のとおりとする必要がある。

(ア) 自動車又は自転車等の使用者に対する通勤手当

適材適所の配置や人材の育成など、人事管理上の必要性により県内各地への異動等が行われている中で、一定数の職員について、やむを得ず長距離通勤している状況がある。このため、職員の経済的負担軽減の観点から、自動車の使用者に対する通勤手当について、新たな距離区分を創設する。

また、前回の見直し以降の情勢変化等を踏まえ、自動車及び自転車等の使用者に係る手当額を引き上げる。

(イ) 駐車場等の利用に対する通勤手当

職員の駐車場等の利用状況や民間給与実態調査における調査結果等を踏まえて、駐車場等の利用に対する通勤手当について、支給の限度額を引き上げるとともに、支給額を1か月当たりの駐車場等料金の額の2分の1に相当する額とする取扱いを廃止する。

なお、人事院は、本年の勧告において、近年、人材確保の困難性が高ま

る中で、月の途中から民間人材等が採用される事例が生じてきており、 通勤手当の支給方法もこれを受けてより柔軟なものとしていく必要があると示したことから、人事院の取扱いを注視し、本県の実態を踏まえた 対応を検討する必要がある。

イ 特地勤務手当等

人事院は、職員の転勤に対する忌避感が高まる中で、勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要であるとし、特地勤務手当等と他の手当との調整の廃止や特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大を行うとともに、最新のデータを踏まえ、特地官署等の指定の見直し等を行うこととした。本県においても、勤務地を異にする異動の円滑化を図るため、国の取扱いに準じた措置を講じる必要がある。

ウ 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院は、優秀な人材を確保・定着させるため、毎年の適正な人事評価に基づき高い能力・実績のある人材が登用され、より職務・職責に見合った給与が支給される体系に移行する必要があるとし、本年は本府省業務調整手当の見直し及び在級期間表の廃止を行うこととした。また、人事・給与関係業務について、業務の効率化の視点も踏まえ、簡素で分かりやすいものとするよう見直しを検討することとしている。

本県においても、優秀な人材の確保・定着は大きな課題であることから、国の動向を注視し、人材確保の観点や本県の実態等を踏まえて、必要な見直しを進めていくとともに、任命権者においても役割や活躍に応じた給与が支給できるよう、一層の取組が必要である。

本年においては、中途採用職員等に係る民間企業等における在職期間の取扱いについて、国に準じた見直しを行うことが適当である。また、人事・給与関係業務について、国の動向も注視しつつ、さらなる業務の効率化を進める必要がある。

工 教員給与

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一

部を改正する法律が成立したことを踏まえ、教職調整額について所要の 改正を行うことが適当である。

学校教育法等の改正による主務教諭の新設や、教育公務員特例法の改正による義務教育等教員特別手当の見直しなど、国において教員給与の見直しが進められているところであり、本県においても、国や他の都道府県の動向を踏まえ、検討を進めていく必要がある。

Ⅱ 人事行政における当面の諸課題に関する報告

1 人材の確保・育成等

想定を上回るペースで進む人口減少、緊迫化する国際情勢、急速に革新・ 普及が進むデジタル技術と関連産業の発展、自然災害の激甚化・頻発化、不 確実性の高まる経済情勢など、本県を取り巻く環境は刻一刻と変化している。

こうした社会経済情勢の変化や複雑化・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、一人一人の職員を重要な資本と捉え、その価値を最大限引き出すことで組織の生産性を高めていくという人的資本経営の考え方のもと、多様で有為な人材を確保、育成するとともに、全ての職員がその能力を発揮し働き続けることができる環境づくりに不断に取り組まなければならない。

本県においても、採用手法の改善や戦略的な公務の魅力発信に取り組むとともに、職員一人一人が働きがいと成長実感を持てる組織となるよう更なる変革を進め、公務内外の人材が「働きたい、働き続けたい」と思える魅力的な組織を実現していくことが必要である。

(1) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、幅広い層から意欲のある人材の確保を進め、令和7年度の大学卒業程度試験の受験者数は3年ぶりに増加したところであるが、今後見込まれる若年人口の更なる減少や若年層のキャリア意識の変化、デジタル人材など技術系職種の人材獲得競争の激化を踏まえれば、本県の職員採用を取り巻く環境は引き続き厳しいものと想定される。

こうした状況においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ 人材を確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、広報活動 や試験制度の研究・改善を行うとともに、職員の有する経験をより適切に 処遇に反映することが重要である。

国においては、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中で、採用試験実施時期の前倒しや受験可能年齢の引下げ、合格有効期間の延伸などが行われるとともに、公務の魅力向上と発信を強化することで、選ばれる公

務職場に向けた取組が進められている。また、公務を一度離職した者を適切なタイミングで柔軟に採用することを可能とする、いわゆるアルムナイ 採用制度の整備が検討されている。

他の都道府県においても、試験実施時期の前倒しや教養試験の廃止、オンライン試験や大学3年生から受験可能な試験の導入など、様々な取組が行われている。

本県においても、大学卒業程度試験(6月通常試験)の公募開始時期の前倒しやオンライン試験も活用した早期枠試験の新設等に取り組んできたところであるが、今後、これらの取組を更に充実させることに加え、大学3年生から受験可能な試験の新設等、より幅広い層の人材がチャレンジできる試験制度を検討するとともに、アルムナイ採用制度のより柔軟な運用等、様々な手法での人材確保を行うことが必要である。

併せて、インターンシップ等を活用した公務の魅力の積極的な発信や、 採用辞退防止に向けた取組の強化も必要である。

更に、専門的な知識・経験の蓄積が必要な職種については、これまでの 新卒採用に加えて、引き続き、適切な処遇の下での社会人経験者採用や任 期付職員採用等によって民間人材を確保するとともに、これらの人材が、 その能力や知見を発揮できるようにしていくことも重要である。

(2) 挑戦と成長を支える人材マネジメントの推進

本県を取り巻く環境が絶えず変化する昨今、限られた経営資源の中で本 県の目指す姿の実現に向けた施策を効果的に進めていくためには、多様な 価値観や経験を持つ職員一人一人の意欲と能力を組織の原動力へと転換し、 組織のパフォーマンスを最大化させていくことが求められる。

本県においては、これまでも、イノベーションの創出や生産性の向上を目的として、組織のミッション性を高めるなど成果志向の組織体制や、プロジェクト・チームの活用等による柔軟で機動的な組織体制の整備を進めてきたところであるが、成果獲得に向けた組織マネジメントを更に推し進めていくに当たっては、組織として目指す方向性や重視する価値、今後の

事業展開を見据えた「人材ポートフォリオ(今後の事業戦略の実現に必要となる人材の質的・量的な構成を明らかにしたもの)」を構築した上で、現状とのギャップを可視化し、その差を埋めるための人材確保・育成施策を適切に講じていく必要がある。

また、こうした人材確保・育成施策を実効性のあるものにするためには、職員一人一人の意欲を高め、組織全体のパフォーマンスを向上させることが不可欠である。併せて、人材の流動性が高まりつつある昨今において、離職防止の観点からも、職員がやりがいや働きがいを感じ、主体的に業務に取り組むことができる環境の整備が重要である。

公務の人材獲得の競合相手となる民間企業では、働き方やキャリア形成に対する意識の変化に対応し、採用方法、職場環境、雇用慣行や処遇などの面で、特に若年層を中心としたニーズに沿った変革が講じられている。本県においても、特に若年層の意識やニーズを把握した上で、その定着及びキャリア形成支援等を進めていく必要がある。

このため、各任命権者においては、多様で困難な課題に果敢に挑み、 日々奮闘する職員一人一人が県職員であることに誇りを持ち、働きがいを 感じられる組織となるよう、職場環境を絶えず変革していくとともに、納 得感かつメリハリのある人事評価を行うことを通じて、職員の成長を促し、 その成長を実感できる環境を整備していく必要がある。

また、本県を取り巻く経営環境の急速な変化に対応するためには、職員が自律的・主体的かつ継続的な学び直し(リスキリング)を行うことができる環境を整備していくことが不可欠である。リスキリングが人材戦略の一環として経営戦略の実現に寄与するためには、その実現に当たって不足するスキル、経験等を明確化し、人材の確保や配置など幅広い人事管理への活用を図っていくことが重要である。

以上のような人材マネジメントを実現するためには、それらの土台となるデータ基盤の確立が不可欠である。各任命権者においては、人材ポートフォリオとの整合を意識しながら、職員の経験や保有スキル、キャリアに関する意向等をデータ化し、いわゆるタレントマネジメントシステムのよ

うなツールに蓄積して活用するなど、人事管理におけるデジタル活用を積 極的に進めていく必要がある。

(3) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

社会情勢が目まぐるしく変化する中、県民一人一人のニーズに寄り添い、質の高い行政サービスを提供し続けていくためには、行政組織自身が、多様な価値観を理解し受け入れることができる、しなやかな組織であることが不可欠である。そのためには、職員の多様な背景を尊重し、性別や障害の有無等にかかわらず、誰もがその意欲と能力を十分に発揮しながら、活き活きとやりがいをもって働くことができる職場づくりに取り組んでいくことが求められる。

女性の活躍の推進については、これまで、各任命権者とも、女性活躍推進法に基づき特定事業主行動計画を定めて取組を進めており、女性登用などの面において一定の成果に結びついているところである。次期計画の策定・推進に当たっては、現状把握を行い、どのような点が課題となっているかを多角的に分析の上、女性が自身の能力を十分に発揮することのできる、実効性のある取組を検討していくことが重要である。

障害者雇用については、公務組織は民間企業を率先して垂範するという役割からも、ハンディキャップの有無にかかわらず、各自の能力・個性を最大限に発揮し、活き活きと働くことができる環境を目指し、障害のある人の就労機会の拡大に取り組んでいく必要がある。各任命権者においては、法定雇用率の達成に留まらず、雇用された障害者の定着・活躍に向けた取組を推進することで、障害のある職員も含めた職員一人一人が、その個性や特性を失うことなく、それらを活かした上で、自身の持つ能力を最大限に発揮できるような職場の実現に向けて取り組む必要がある。

高齢層職員については、現在の職員規模を維持するとした場合、定年の 引上げに伴い組織における高齢層職員数の割合は増加することが見込まれ る。人手不足が深刻化しつつある昨今、高齢層職員は本県を支える重要な 人材である。高齢層職員が培ってきた多様な知識と経験を公務内で積極的 に活用できるよう、組織における役割を明確化した上で、必要な研修の実施など、意欲を持って働き続けられる環境の整備に取り組む必要がある。

性別、障害、年齢、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、各々が抱える事情など、職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方は異なっている。この差異を互いに認め合い、活かしていくことは、多様化・複雑化する行政課題の解決に資するものであり、組織全体のパフォーマンスの向上にもつながる。

こうした職場づくりの土台として、地位や経験にかかわらず組織内で自分の考えや気持ちを安心して表現できる、心理的安全性の高い組織を実現していくことが求められている。各任命権者においては、心理的安全性やその理解を進めながら、様々な個性や価値観・事情が尊重・配慮され、全ての職員が活躍できる魅力ある職場を実現していく必要がある。

2 Well-beingの実現につながる勤務環境の整備

ワークスタイル・ライフスタイルに対する価値観が多様化している中、公務においても職員が高い意欲とやりがいをもって働くことができる勤務環境が求められている。

職員一人一人の「仕事の充実」と「仕事以外の暮らしの充実」の好循環を生み出し、Well-being(肉体的にも精神的にも社会的にも全てが満たされた状態)が実現されることにより、個々の職員のモチベーションやパフォーマンスが向上し、ひいては、行政サービスの質の向上や公務組織全体の更なる活性化につながる。また、このことは、職場としての公務組織の魅力を向上させ、多様で有為な人材を確保することにも資するものである。

そのため、各任命権者においては、時間外勤務の縮減、多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進など、職員一人一人のWellbeingの実現につながる勤務環境の整備を進めていくことが必要である。

(1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減については、職員の健康保持の観点からも優先的に

取り組んできた重要な課題であり、これまでも、管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、行政デジタル化などによる業務効率化の取組も進められているところである。

令和6年度の時間外勤務は、前年度と比較して、全任命権者で減少した。しかしながら、所属の中で特定の職員のみが一定期間恒常的に長時間勤務を行うなど、負担が偏っている状況が見られた。このため、各任命権者において、業務の割振りの見直しや時間外勤務の必要性の確認など、業務平準化の取組が進められているところである。

人事委員会規則では、大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員について、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとしている。その適用は慎重かつ厳格に行われなければならず、適用を回避・解消するための十分な取組を行い、上限時間を超える時間外勤務を必要最小限にしなければならないが、その適切な運用が徹底されていない状況が見受けられた。特例業務への従事については、各任命権者において厳格に運用した上で、上限を超える時間外勤務が行われる状況においては、職員の心身の健康への影響が懸念されることから、医師による面接指導等の徹底や勤務間インターバル制度による休息時間の確保など、職員の健康に最大限配慮し、過重労働による健康障害の防止に努めなければならない。

時間外勤務を縮減していくためには、徹底した業務の精選・合理化に加え、デジタル技術の活用などによる業務の効率化や柔軟な業務配分の見直し等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に応じた人員の確保や柔軟な人員の配置を行うなどの取組を推進するとともに、管理監督者が個々の職員の勤務状況を適切に把握し、特定の職員への業務負担の集中緩和を図るなど、上限規制の趣旨を踏まえたマネジメントを着実に行っていく必要がある。

本人事委員会としては、上記の考えを踏まえて、今後も、各任命権者において、時間外勤務の上限規制が適切に運用されるよう、各任命権者

に対し必要な指導及び助言を行っていく。

イ また、本人事委員会は、教員の長時間労働が課題となっていることを 踏まえ、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めるこ とを求めているところである。

教育委員会では、「学校における働き方改革取組方針」に基づき、教員の負担を軽減するため、同取組方針に定める目標達成に向けて様々な取組を進めており、前年度と比較して一定の改善はみられるものの、令和6年度も依然として多くの教員が長時間労働を行っている状況にある。こうした中で、教員の業務量の適切な管理及び健康確保のための措置に関する計画の策定及び実施状況の公表を令和8年度から教育委員会に義務付ける法改正がされるなど、学校現場における働き方改革の更なる加速化が求められていることも踏まえ、本県においても、引き続き教員の業務量の管理を適切に行った上で、教員の負担をより軽減し、長時間労働を解消していくための取組を一層推進していく必要がある。

併せて、小中学校も含めた教育職場全体で教員の働き方改革が着実に推進され、教員の長時間労働が是正されるよう、今回の法改正の趣旨も踏まえ、市町教育委員会と一層の連携を図り、小中学校及び市町教育委員会の取組に対し、教育職場の実情を踏まえた必要な支援・助言を行っていく必要がある。

ウ さらに、「仕事以外の暮らしの充実」の視点からは、年次有給休暇の 取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、民間労働 法制を踏まえた年5日の確実な取得、週休日や夏季休暇等と連続した取 得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところで ある。今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積 極的に取り組む必要がある。

(2) 多様なワークスタイル・ライフスタイルに対応した働き方の推進

ア 育児や介護に責任を有する職員が仕事と暮らしを両立しながら勤務で きる環境を整備することは重要であり、各任命権者とも、特定事業主行 動計画に基づき、様々な取組を進めてきたところである。

各任命権者においては、現在の特定事業主行動計画の計画期間の満了が近づいており、これまでに行った取組の成果と課題を検証し、検証結果を踏まえて、次期計画をより実効性のあるものとするよう検討することが必要である。

男性職員の育児休業については、これまでの各任命権者の取得促進の 取組により、知事部局では対象職員のほぼ全員が取得しているなど、男 性職員の育児休業の取得は定着しつつある状況にある。一方、育児休業 の取得期間が短期間である職員も多く見られることから、対象となる職 員が安心して希望する期間の育児休業が取得できるような環境を作って いく必要がある。

また、本県においては、育児や介護との両立支援のための様々な休暇・休業制度が整備されているが、それぞれの職員に適した制度がより幅広く利用されるよう、職員に対する制度の周知や、制度を利用しやすいような職場環境の整備など、両立支援の取組を更に推進していく必要がある。

イ 国においては、職員の自律的なキャリア形成や、個々の職員の事情を 尊重した働き方を促進する取組として、自営兼業制度の見直しや、フレ ックスタイム制の拡充、無給休暇による勤務時間の短縮の検討など、柔 軟な働き方を実装するための制度改革を推進している。

本県においても、テレワークや早出遅出勤務など、柔軟な働き方を推進する取組が進められているが、こうした国の動向を踏まえ、各任命権者においては、適正な公務運営を確保した上で、現場の実情に配慮しつつ、他の地方公共団体の動向も注視しながら、フレックスタイム制など、職員の働き方の選択肢を拡大する制度の導入について検討する必要がある。

(3) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にと

ってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要であり、各任命権者においては、職員の健康を増進し、働きやすい環境づくりに向けた取組が求められている。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや相談体制の強化、ストレスチェックの集団分析結果の活用など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者・休職者の数や割合は増加傾向にある。とりわけ近年では、20歳代の若年層職員の精神疾患による長期病休者及び休職者の増加が顕著であり、若年層職員へのメンタルヘルス対策は喫緊の課題である。こうした状況を踏まえ、各任命権者においては、新規採用職員等を対象としたメンタルヘルスセミナーの実施や、保健師等による個別面談や巡回相談の実施といった取組が進められているところである。また、職場の健康管理を担う管理職員が、マネジメント面で抱える課題に対応できるよう、研修の実施や相談体制の強化など管理職員への支援を充実させる取組も進められている。各任命権者においては、今後、現在の取組の効果を検証しながら、更なる実効的な対策を講じていく必要がある。

精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、引き続き予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策のほか、長期病休・休職からの職場復帰に向けた支援体制の充実も重要である。

また、本県においては、地理的特性・交通事情から、長距離・長時間通 勤を行っている職員が一定数いるが、職員の健康管理や効率的な公務運営 を確保する観点から、引き続き長距離・長時間通勤による職員の負担軽減 に向けた取組を進める必要がある。

(4) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を 及ぼす要因となり得るものである。 各任命権者においては、これまで相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んできたが、令和2年のパワー・ハラスメント防止対策の法制化を踏まえ、要綱の整備に併せて「懲戒処分の指針」の改正を行って以降、職員による相談件数が高水準で推移しているところである。

さらに、近年、パワー・ハラスメントやジェンダーに関するハラスメントに加えて、社会全体で、顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマー・ハラスメントへの対応についても関心が高まっている。

全体の奉仕者である公務員は、関係者や住民に対して丁寧に対応することが求められるが、業務の範囲を明らかに超える過度の要求等があった場合には、職員に大きな負担がかかることになる。

本年6月に、事業主にカスタマー・ハラスメントの防止対策を義務付けることとする法改正がされたことに伴い、本県においても、職員を雇用する事業主としての立場から、職員が安心して業務に取り組めるよう、組織的な対策を検討していく必要がある。

こうした状況も踏まえ、研修等により職員に対する周知・啓発を図るとともに、管理職員によるマネジメントを強化し、職員相互間のコミュニケーションをより密にするなど、ハラスメントのない職場環境づくりに今後より一層努め、ハラスメントの予防・解決に向けて組織的に取り組んでいく必要がある。

3 不祥事根絶に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として、公務遂行に伴う不適正な事務処理による不祥 事事案が発生しているほか、教職員によるわいせつ・セクハラ行為による懲 戒処分事案も後を絶たず、深刻な状況にある。

このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、コンプライアンス推進体制を強化するなど、職員の規範意識のさらなる確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案ごとに原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事根絶に向けた取組を続けていくことが重要である。

また、不祥事を発生させないための取組はもとより、公益通報制度を適切 に運用するなど、組織の自浄作用を高め、不祥事を許さない組織風土を構築 していく必要がある。

職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令 遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが 必要である。

Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえ月例給及び特別給を引き上げること等を求めるものである。

近年、行政課題が複雑化・多様化する中で、より効率的で質の高い行政サービスを提供するためには、職員がそれぞれの適性や能力を存分に発揮し、 県行政の推進のために意欲を持って働くことができる組織であることが重要 であり、各任命権者におかれては、県行政を担う多様で有為な人材を確保・ 育成するとともに、魅力ある職場環境づくり等に取り組まれることを要望す る。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と 負託に応えるよう、高い使命感と責任感を持ち、より一層職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割 に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。 勧 告

本人事委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

- 1 令和7年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容
 - (1) 職員の給与に関する条例(昭和26年広島県条例第22号。以下「給与条例」 という。)の改正
 - ア 給料表

現行給料表を別表1から別表6までのとおり改定すること。

イ 宿日直手当

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿直勤務又は日直勤務は4,700円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿直勤務又は日直勤務は7,700円とし、常直勤務に係る支給月額の限度を23,500円とすること。

- ウ 期末手当及び勤勉手当
 - (ア) 特定幹部職員以外の職員
 - 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0875月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分)とすること。
 - (イ) 特定幹部職員
 - 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分)とすること。

- (2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年広島県条例第49号。以下「市町立学校職員条例」という。)の改正現行給料表を別表7のとおり改定すること。
- (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年広島県条例第1号。以下「任期付研究員条例」という。)の改正
 - ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.5625月分とすること。

- (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年広島県条例第1号。 以下「任期付職員条例」という。)の改正
 - ア 給料表

現行給料表を別表9のとおり改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7875月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

2 給与制度をめぐる諸課題の内容

- (1) 通勤手当
 - ア 自動車の使用者に対する通勤手当の額を、別表10に掲げる使用距離の 区分に応じ、それぞれ同表に定める額とすること。
 - イ 自転車等の使用者に対する通勤手当の額を、別表11に掲げる使用距離 の区分に応じ、それぞれ同表に定める額とすること。
 - ウ 自動車又は自転車等の駐車場の利用に係る1か月当たりの通勤手当の 支給額の限度を5,000円とし、支給額を1か月当たりの駐車料金の額の2

分の1に相当する額とする取扱いを廃止すること。

(2) 特地勤務手当に準ずる手当

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、2については、令和8年4月1日から実施すること。

- (2) 特地勤務手当に準ずる手当の支給に関する経過措置 2の(2)の改定に伴い、特地勤務手当に準ずる手当の支給に関し所要の措 置を講じること。
- (3) その他所要の措置

(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講じること。

別表1 行政職給料表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
分分	号給	給料月額						
	1 2 3 4	円 197, 700 198, 800 200, 000 201, 100	円 278, 200 279, 200 280, 200 281, 200	円 314, 100 315, 600 317, 000 318, 400	円 368, 700 370, 400 372, 000 373, 600	円 457, 100 461, 100 467, 100 475, 100	円 484, 400 488, 400 494, 400 502, 400	円 534, 400 538, 400 544, 400 552, 400
	5 6 7 8	202, 200 203, 900 205, 500 207, 100	282, 200 283, 200 284, 100 285, 100	319, 400 320, 400 321, 400 322, 600	375, 200 377, 000 378, 500 380, 100			
	9 10 11 12	208, 700 210, 300 211, 900 213, 500	286, 100 287, 100 288, 100 289, 100	323, 800 325, 400 327, 000 328, 600	381, 400 383, 000 384, 600 386, 100			
	13 14 15 16	215, 000 216, 700 218, 400 220, 100	290, 100 291, 400 292, 700 293, 900	329, 800 331, 400 333, 000 334, 600	388, 000 389, 900 391, 800 393, 600			
	17 18 19 20	221, 300 222, 900 224, 500 226, 000	295, 100 296, 400 297, 600 298, 800	336, 000 337, 700 339, 300 340, 800	395, 100 396, 900 398, 600 400, 200			
定前任短問	21 22 23 24	227, 500 229, 100 230, 700 232, 300	299, 800 301, 000 302, 200 303, 500	342, 200 343, 900 345, 200 346, 800	401, 900 403, 300 404, 700 406, 100			
間務員外職 動職以の員	25 26 27 28	233, 900 235, 600 236, 900 238, 200	304, 800 305, 800 306, 800 307, 800	348, 000 349, 900 351, 500 353, 100	407, 500 408, 700 409, 900 410, 900			
	29 30 31 32	239, 500 240, 600 241, 700 242, 800	308, 900 310, 100 311, 200 312, 400	354, 400 356, 000 357, 600 359, 200	412, 000 413, 200 414, 300 415, 400			
	33 34 35 36	243, 900 245, 200 246, 600 248, 000	313, 500 314, 800 316, 100 317, 400	360, 800 362, 500 364, 300 366, 100	416, 100 416, 800 417, 400 418, 100			
	37 38 39 40	249, 400 250, 800 252, 200 253, 600	318, 600 319, 900 321, 200 322, 500	367, 600 369, 000 370, 400 371, 800	418, 700 419, 300 419, 800 420, 200			
	41 42 43 44	255, 000 256, 200 257, 500 258, 800	323, 800 325, 000 326, 300 327, 400	373, 300 374, 700 376, 000 377, 500	420, 600 420, 800 421, 100 421, 400			
	45 46 47 48	260, 000 261, 200 262, 400 263, 600	328, 300 329, 600 330, 900 332, 200	378, 700 379, 700 380, 800 381, 900	421, 700 422, 000 422, 300 422, 600			

	•				•	
49 50 51 52	264, 700 265, 800 266, 900 268, 000	333, 300 334, 600 335, 800 337, 000	382, 800 383, 800 384, 800 385, 700	422, 800 423, 100 423, 300 423, 600		
53 54 55 56	268, 900 269, 900 270, 900 271, 900	338, 300 339, 300 340, 400 341, 500	386, 700 387, 600 388, 500 389, 400	423, 800 424, 100 424, 400 424, 700		
57 58 59 60	272, 900 273, 800 274, 600 275, 500	342, 200 343, 100 343, 800 344, 600	390, 200 390, 900 391, 700 392, 500	424, 900 425, 200 425, 500 425, 700		
61 62 63 64	276, 300 277, 100 277, 900 278, 600	345, 400 345, 800 346, 300 347, 000	393, 100 393, 800 394, 500 395, 200	425, 900 426, 200 426, 500 426, 700		
65 66 67 68	279, 300 280, 100 280, 900 281, 500	347, 800 348, 500 349, 200 349, 800	395, 700 396, 400 397, 000 397, 600	426, 900 427, 200 427, 500 427, 700		
69 70 71 72	282, 200 283, 000 283, 700 284, 400	350, 300 350, 900 351, 400 352, 000	398, 000 398, 600 399, 200 399, 800	427, 900 428, 200 428, 500 428, 700		
73 74 75 76	285, 100 285, 800 286, 500 287, 200	352, 300 352, 800 353, 100 353, 500	400, 200 400, 700 401, 200 401, 800	428, 900		
77 78 79 80	287, 900 288, 500 289, 200 289, 800	353, 900 354, 400 354, 900 355, 400	402, 100 402, 500 402, 800 403, 200			
81 82 83 84	290, 500 291, 100 291, 800 292, 500	355, 700 356, 100 356, 500 356, 900	403, 500 403, 800 404, 100 404, 400			
85 86 87 88	293, 000 293, 600 294, 200 294, 900	357, 200 357, 600 358, 000 358, 400	404, 600 404, 900 405, 200 405, 400			
89 90 91 92	295, 500 296, 100 296, 700 297, 400	358, 600 359, 000 359, 400 359, 800	405, 600 405, 800 406, 000 406, 200			
93 94 95 96	298, 000	360, 000 360, 300 360, 700 361, 000	406, 400 406, 600 406, 800 407, 000			
97 98 99 100		361, 300 361, 700 362, 100 362, 500	407, 200			
101 102 103 104		363, 000 363, 400 363, 800 364, 200				

	105 106 107 108		364, 700 365, 100 365, 400 365, 700 366, 100					
定年 前再 任田		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
任用短時間期		円	円	円	円	円	円	円
間務員		229, 700	271, 400	304, 700	333, 800	376, 700	411, 100	464, 300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表 2 公安職給料表

職員の区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
の区 分	号給	給料月額								
	1 2 3 4	円 227, 500 229, 900 232, 300 234, 700	円 248, 500 250, 700 252, 900 255, 100	円 271, 500 273, 400 275, 500 277, 600	円 310, 100 311, 100 312, 000 312, 900	円 346, 000 347, 500 348, 900 350, 400	円 367, 600 369, 300 371, 000 372, 600	円 398, 600 400, 300 401, 900 403, 600	円 435, 000 436, 600 438, 100 439, 600	円 481, 700 487, 700 492, 600 496, 800
	5 6 7 8	237, 100 239, 400 241, 800 244, 000	257, 300 259, 300 261, 300 263, 100	279, 600 280, 900 282, 200 283, 500	313, 500 314, 200 314, 800 315, 500	351, 900 353, 300 354, 600 355, 900	374, 200 375, 900 377, 500 379, 000	405, 100 406, 700 408, 300 409, 900	441, 100 442, 700 444, 100 445, 500	500, 800 504, 200 507, 100 509, 600
	9 10 11 12	246, 200 248, 300 250, 400 252, 400	264, 900 266, 600 268, 300 269, 700	284, 800 286, 100 287, 300 288, 500	316, 100 316, 800 317, 500 318, 100	357, 200 358, 800 360, 400 362, 000	380, 500 382, 100 383, 700 385, 300	411, 400 413, 000 414, 600 416, 200	446, 600 448, 000 449, 500 451, 000	511, 800
	13 14 15 16	254, 300 256, 300 258, 300 259, 900	271, 100 272, 900 274, 200 275, 600		318, 800 319, 500 320, 100 320, 900	363, 400 365, 000 366, 500 368, 000	386, 900 388, 500 390, 100 391, 700	417, 700 419, 700 421, 700 423, 700	452, 300 454, 000 455, 600 457, 200	
	17 18 19 20	261, 500 263, 000 264, 500 266, 000	277, 000 278, 200 279, 400 280, 500	294, 200 295, 300 296, 400 297, 500	321, 600 322, 400 323, 400 324, 200	369, 500 371, 100 372, 600 374, 100	393, 300 394, 900 396, 500 398, 100	425, 200 426, 900 428, 500 430, 200	458, 600 460, 300 462, 000 463, 600	
定前任短間	21 22 23 24	267, 500 269, 000 270, 500 272, 000	281, 800 282, 900 284, 100 285, 200	298, 700 299, 300 299, 800 300, 400	325, 100 326, 300 327, 600 328, 900	375, 600 377, 200 378, 800 380, 400	399, 600 401, 200 402, 900 404, 600	431, 800 433, 300 434, 800 436, 200	465, 000 465, 700 466, 400 467, 100	
商務員外職動職以の員	25 26 27 28	273, 500 274, 700 275, 900 277, 100	286, 500 287, 800 289, 000 290, 200	300, 800 301, 400 301, 900 302, 400	330, 100 331, 600 332, 900 333, 900	381, 800 383, 500 385, 200 386, 800	406, 300 408, 300 410, 100 412, 000	437, 400 438, 900 440, 400 441, 800	467, 500 468, 000 468, 600 469, 200	
	29 30 31 32	278, 300 279, 400 280, 500 281, 600	291, 100 292, 100 293, 200 294, 200	302, 800 303, 400 303, 900 304, 400	334, 800 336, 000 337, 100 338, 200	388, 400 390, 000 391, 600 393, 200	413, 700 415, 100 416, 300 417, 600	443, 300 444, 600 445, 800 447, 000	469, 800 470, 500 471, 000 471, 500	
	33 34 35 36	282, 900 284, 200 285, 400 286, 700	295, 400 296, 000 296, 600 297, 200	304, 900 305, 500 305, 900 306, 300	339, 300 340, 500 341, 700 342, 700	396, 900 398, 900	418, 600 419, 700 420, 700 421, 700	448, 000 448, 700 449, 400 450, 100	472, 000 472, 300 472, 600 473, 000	
	37 38 39 40	287, 600 288, 600 289, 700 290, 800	297, 600 298, 200 298, 800 299, 300	306, 800 307, 400 308, 000 308, 500	343, 800 345, 000 346, 200 347, 400	402, 600 404, 300 405, 800 407, 300	422, 800 423, 900 425, 000 426, 100	450, 600 451, 000 451, 400 451, 700	473, 300 473, 500 473, 800 474, 000	
	41 42 43 44	292, 000 292, 600 293, 200 293, 700	299, 700 300, 300 300, 900 301, 400	309, 100 309, 800 310, 500 311, 100	348, 500 349, 600 350, 800 352, 000	408, 500 409, 500 410, 500 411, 500	427, 300 428, 100 428, 900 429, 500	452, 000 452, 300 452, 600 452, 900	474, 300 474, 500 474, 700 474, 900	
	45 46 47 48	294, 100 294, 600 295, 100 295, 600		313, 300		414, 700	430, 000 430, 700 431, 400 432, 000	453, 100 453, 400 453, 700 453, 900	475, 300	

				•		•		
49 50 51 52	296, 000 296, 500 297, 000 297, 500	303, 800 304, 300 304, 900 305, 400	314, 800 315, 800 316, 800 317, 800	358, 000 359, 300 360, 600 361, 900	417, 100 417, 900 418, 700 419, 300	432, 700 433, 100 433, 700 434, 300	454, 200 454, 500 454, 800 455, 100	
53 54 55 56	298, 000 298, 600 299, 000 299, 400	306, 000 306, 600 307, 300 307, 900	318, 800 319, 900 320, 900 321, 900	362, 800 364, 100 365, 300 366, 500	419, 800 420, 500 421, 100 421, 800	434, 700 435, 100 435, 600 436, 100	455, 300 455, 600 455, 800 456, 100	
57 58 59 60	299, 900 300, 400 300, 900 301, 300	308, 500 309, 300 310, 100 310, 800	322, 900 324, 000 325, 100 326, 200	367, 600 368, 900 370, 300 371, 700	422, 100 422, 800 423, 500 424, 000	436, 600 437, 100 437, 500 437, 900	456, 300 456, 600 456, 900 457, 100	
61 62 63 64	301, 800 302, 200 302, 700 303, 100	311, 600 312, 400 313, 200 314, 100	327, 000 328, 100 329, 200 330, 300	373, 000 374, 500 376, 000 377, 400	424, 400 424, 800 425, 300 425, 800	438, 300 438, 600 438, 900 439, 200	457, 300 457, 600 457, 900 458, 200	
65 66 67 68	303, 600 304, 100 304, 500 304, 900	314, 900 315, 700 316, 500 317, 300	331, 200 332, 300 333, 400 334, 500	378, 600 380, 000 381, 300 382, 700	426, 300 426, 700 427, 200 427, 700	439, 400 439, 700 440, 000 440, 200	458, 400 458, 700 459, 000 459, 300	
69 70 71 72	305, 400 305, 800 306, 200 306, 700	318, 200 319, 000 319, 900 320, 800	335, 500 336, 600 337, 800 339, 000	383, 800 385, 000 386, 200 387, 400	428, 200 428, 700 429, 300 429, 800	440, 400 440, 700 441, 000 441, 200	459, 500 459, 800 460, 100 460, 400	
73 74 75 76	307, 200 307, 700 308, 300 308, 700	321, 400 322, 300 323, 200 324, 000	339, 700 341, 000 342, 300 343, 600	388, 700 389, 900 391, 100 392, 200	430, 200 430, 800 431, 200 431, 400	441, 400 441, 700 442, 000 442, 200	460, 600	
77 78 79 80	309, 200 309, 700 310, 300 310, 900	324, 600 325, 500 326, 400 327, 400	344, 800 346, 200 347, 600 349, 000	393, 300 394, 500 395, 600 396, 800	431, 700 432, 200 432, 500 432, 800	442, 400 442, 700 443, 000 443, 200		
81 82 83 84	311, 400 311, 900 312, 600 313, 200	328, 300 329, 300 330, 200 331, 200	350, 300 351, 900 353, 400 354, 900	397, 900 398, 500 399, 000 399, 500	433, 100 433, 500 433, 900 434, 300	443, 400 443, 700 444, 000 444, 200		
85 86 87 88	313, 800 314, 400 315, 100 315, 800	332, 100 333, 100 334, 100 335, 100	356, 300 357, 800 359, 300 360, 700	400, 100 400, 700 401, 300 401, 900	434, 600	444, 400		
89 90 91 92	316, 500 317, 200 317, 900 318, 600	336, 000 337, 300 338, 500 339, 700	362, 000 363, 200 364, 400 365, 700	402, 200 402, 700 403, 200 403, 700				
93 94 95 96	319, 100 320, 000 320, 900 321, 700	340, 900 342, 200 343, 400 344, 600	367, 000 368, 500 370, 000 371, 400	404, 100 404, 500 405, 000 405, 500				
97 98 99 100	322, 400 323, 300 324, 200 325, 100	345, 800 347, 100 348, 300 349, 500	372, 700 373, 900 375, 000 376, 200	405, 900 406, 400 406, 900 407, 300				
101 102 103 104	326, 000 327, 000 328, 000 328, 900	350, 900 351, 800 352, 800 353, 900	377, 300 378, 400 379, 500 380, 600	407, 600 408, 000 408, 400 408, 700				

	105 106	329, 700 330, 300	355, 000 356, 100	381, 800 382, 300	409, 000 409, 500					
	107	330, 900	357, 100	382, 900	410,000					
	108	331, 500	358, 100	383, 500	410, 500					
	109	332,000	359, 300	384, 100	410, 800					
	110 111	332, 500 332, 900	360, 300 361, 300	384, 600 385, 000	411, 300 411, 800					
	112	333, 400	362, 200	385, 500	412, 300					
	113	334, 200	363, 100	385, 900	412, 600					
	114	334, 800	364, 000	386, 300	413, 100					
	115	335, 500	364, 900	386, 800	413, 600					
	116	336, 100	365, 900	387, 300	414, 100					
	117	336, 700	366, 900	387, 700 388, 200	414, 500					
	118 119	337, 400 338, 100	367, 300 367, 900	388, 800	415, 000 415, 400					
	120	338, 800	368, 500	389, 300	415, 900					
	121	339, 400	368, 800	389, 500	416, 300					
	122	339, 700	369, 200	390, 000						
	123 124	340, 200 340, 700	369, 600 370, 000	390, 500 390, 900						
	125 126	341, 000	370, 400 370, 800	391, 400 391, 900						
	127		371, 200	392, 400						
	128		371, 600	392, 900						
	129		372, 000	393, 200						
	130		372, 400	393, 700						
	131 132		372, 800 373, 200	394, 200 394, 700						
	133 134		373, 400 373, 900	395, 000 395, 500						
	135		374, 200	395, 900						
	136		374, 500	396, 300						
	137		374, 800	396, 600						
	138		375, 200	397, 000						
	139 140		375, 700 376, 200	397, 500 398, 000						
	141 142		376, 500 377, 000	398, 300						
	143		377, 500							
	144		378, 000							
	145		378, 300							
定年前再		基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間勤		円	円	円	円	円	円	円	円	円
務職員		257,300	269, 400	273, 900	306, 500	323, 800	338, 400	362, 600	398, 900	431, 800

備考 この表は、警察官に適用する。

別表 3 教育職給料表 ロ 教育職給料表(二)

職員	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
の区 分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 214, 800 217, 200 219, 500 221, 800	円 261, 700 263, 100 264, 500 265, 900	円 334, 400 336, 200 338, 000 339, 700	円 391, 300 392, 800 394, 200 395, 600	円 466, 600 468, 400 470, 200 472, 000
	5 6 7 8	224, 100 226, 300 228, 500 230, 700	267, 300 268, 500 269, 700 270, 900	341, 300 343, 200 345, 100 346, 900	397, 000 398, 400 399, 900 401, 300	473, 700 475, 400 477, 300 479, 100
	9 10 11 12	232, 900 235, 100 237, 300 239, 500	272, 200 273, 300 274, 400 275, 600	348, 700 350, 700 352, 500 354, 200	402, 600 404, 000 405, 500 407, 000	480, 800 482, 400 484, 000 485, 500
	13 14 15 16	241, 700 243, 800 245, 900 248, 000	276, 900 278, 600 280, 300 282, 000	355, 900 357, 600 359, 100 360, 700	408, 300 409, 800 411, 300 412, 800	487, 000 488, 300 489, 700 491, 000
	17 18 19 20	250, 100 251, 900 253, 600 255, 300	283, 700 285, 700 287, 900 290, 100	362, 300 363, 600 364, 800 365, 900	414, 200 415, 800 417, 400 418, 900	492, 200 492, 800 493, 400 494, 100
	21 22 23 24	257, 000 258, 300 259, 600 260, 800	292, 300 294, 500 296, 700 298, 800	367, 200 368, 800 370, 400 371, 900	420, 100 421, 500 422, 900 424, 200	494, 700
定前任短 短時	25 26 27 28	262, 000 263, 200 264, 400 265, 600	300, 800 302, 700 304, 600 306, 400	373, 300 374, 900 376, 400 377, 900	425, 800 427, 200 428, 500 429, 900	
間 務 員 外 の	29 30 31 32	266, 700 267, 700 268, 800 269, 800	308, 200 310, 100 311, 900 313, 600	379, 400 381, 000 382, 600 384, 100	431, 300 432, 600 434, 100 435, 600	
職員	33 34 35 36	270, 900 272, 000 273, 200 274, 500	315, 300 317, 100 318, 800 320, 400	385, 600 387, 200 388, 700 390, 200	437, 200 438, 600 440, 200 441, 700	
	37 38 39 40	275, 700 276, 800 278, 000 279, 100	322, 000 323, 700 325, 500 327, 200	391, 700 393, 200 394, 700 396, 100	443, 400 444, 900 446, 500 448, 100	
	41 42 43 44	280, 400 281, 400 282, 400 283, 300	328, 500 330, 400 332, 200 333, 900	397, 400 398, 900 400, 300 401, 700	449, 600 451, 100 452, 300 453, 500	
	45 46 47 48	283, 900 284, 700 285, 500 286, 300	335, 500 337, 400 339, 100 340, 800	403, 200 404, 800 406, 400 407, 800	454, 700 456, 000 457, 200 458, 400	
	49 50 51 52	287, 000 287, 800 288, 500 289, 300	342, 500 344, 200 345, 900 347, 600	409, 000 410, 400 411, 800 413, 100	459, 500 460, 700 461, 900 463, 100	

	,	•			
53 54 55 56	290, 100 290, 900 291, 600 292, 400	349, 300 350, 600 351, 900 353, 200	414, 300 415, 500 416, 800 418, 100	464, 300 465, 500 466, 700 467, 900	
57 58 59 60	293, 100 293, 700 294, 500 295, 300	354, 700 356, 300 357, 800 359, 400	419, 400 420, 700 422, 100 423, 300	469, 000 469, 600 470, 100 470, 600	
61 62 63 64	296, 000 296, 600 297, 400 298, 000	360, 800 362, 400 364, 000 365, 400	424, 500 425, 900 427, 300 428, 600	471, 100	
65 66 67 68	299, 000 299, 800 300, 500 301, 200	366, 900 368, 500 370, 100 371, 600	429, 800 431, 000 432, 300 433, 700		
69 70 71 72	301, 800 302, 500 303, 200 303, 900	373, 100 374, 700 376, 200 377, 700	435, 000 436, 200 437, 200 438, 400		
73 74 75 76	304, 600 305, 300 306, 000 306, 500	379, 200 380, 800 382, 400 383, 900	439, 600 440, 700 441, 900 442, 900		
77 78 79 80	307, 100 307, 700 308, 400 309, 000	385, 300 386, 700 388, 100 389, 400	444, 000 445, 000 446, 000 447, 000		
81 82 83 84	309, 500 310, 100 310, 800 311, 500	390, 700 392, 100 393, 400 394, 700	447, 900 448, 700 449, 500 450, 300		
85 86 87 88	312, 100 312, 900 313, 600 314, 200	395, 800 397, 200 398, 500 399, 800	451, 000 451, 400 451, 800 452, 200		
89 90 91 92	314, 900 315, 700 316, 500 317, 300	401, 000 402, 300 403, 400 404, 600	452, 600 452, 900 453, 200 453, 400		
93 94 95 96	317, 800 318, 600 319, 400 320, 200	405, 800 406, 900 408, 100 409, 300	453, 700 454, 000 454, 300 454, 500		
97 98 99 100	320, 800 321, 500 322, 300 323, 000	410, 700 411, 700 412, 700 413, 700	454, 700 455, 000 455, 300 455, 500		
101 102 103 104	323, 800 324, 600 325, 500 326, 300	414, 600 415, 600 416, 700 417, 800	455, 700 456, 000 456, 300 456, 500		
105 106 107 108	326, 900 327, 700 328, 500 329, 300	418, 500 419, 400 420, 300 421, 200	456, 700		
109 110 111 112	330, 000 330, 400 330, 700 331, 200	422, 000 422, 800 423, 600 424, 400			

	110	001 700	405.000			
	113 114	331, 700 332, 100	425, 000 425, 700			
	115	332, 500	426, 400			
	116	332, 900	427, 100			
	117	333, 400	427, 700			
	118	333, 900	428, 200			
	119	334, 300	428, 500			
	120	334, 800	428, 800			
	121	335, 300	429, 100			
	122	335, 700	429, 400			
	123	336, 100	429, 700			
	124	336, 600	429, 900			
	125	337, 100	430, 100			
	126	337, 400	430, 400			
	127	337, 700	430, 700			
	128	338, 000	430, 900			
	129	338, 200	431, 100			
	130	338, 500	431, 400			
	131 132	338, 800	431, 700 431, 900			
		339, 000				
	133	339, 200	432, 100			
	134	339, 400	432, 400			
	135 136	339, 600 339, 900	432, 700 432, 900			
	137	340, 200	433, 100			
	138	340, 400	433, 400			
	139 140	340, 700 341, 000	433, 700 433, 900			
	141	341, 200	434, 100			
	142 143	341, 400 341, 700	434, 400 434, 700			
	144	341, 700	434, 700			
	145	342, 200	435, 100			
	$\frac{146}{147}$	342, 400 342, 700				
	148	343, 000				
	149	343, 200				
	150	343, 400				
	151	343, 700				
	152	344, 000				
	153	344, 200				
定年		基準	基準	基準	基準	基準
前再 任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間勤		円	円	円	円	円
務職		249, 100	290, 800	321,000	350, 100	437, 900
員		まけ 言葉学校及7	•		·	

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

² この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ教育職給料表回

職員	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 214, 800 217, 200 219, 500 221, 800	円 235, 900 238, 300 240, 700 243, 200	円 334, 400 336, 200 338, 000 339, 700	円 363, 800 365, 300 366, 800 368, 200	円 450,000 451,300 452,500 453,800
	5 6 7 8	224, 100 226, 300 228, 500 230, 700	245, 600 248, 000 250, 400 252, 900	341, 300 343, 200 345, 100 346, 900	369, 600 370, 900 372, 200 373, 600	454, 900 456, 000 457, 200 458, 400
	9 10 11 12	232, 900 235, 100 237, 300 239, 500	255, 300 256, 900 258, 500 260, 100	348, 700 350, 700 352, 500 354, 200	375, 000 376, 300 377, 600 378, 800	459, 700 460, 900 462, 000 463, 100
	13 14 15 16	241, 700 243, 800 245, 900 248, 000	261, 700 263, 100 264, 500 265, 900	355, 900 357, 600 359, 100 360, 700	380, 000 381, 300 382, 500 383, 700	464, 300 465, 100 465, 900 466, 800
	17 18 19 20	250, 100 251, 900 253, 600 255, 300	267, 300 268, 500 269, 700 270, 900	362, 300 363, 600 364, 800 365, 900	384, 700 385, 900 387, 100 388, 200	467, 700 468, 100 468, 600 469, 100
	21 22 23 24	257, 000 258, 300 259, 600 260, 800	272, 200 273, 300 274, 400 275, 600	367, 200 368, 600 370, 000 371, 300	389, 200 390, 400 391, 600 392, 700	469, 600
定年 前任 短時	25 26 27 28	262, 000 263, 100 264, 200 265, 300	276, 900 278, 600 280, 300 282, 000	372, 500 373, 900 375, 200 376, 500	393, 700 394, 900 396, 000 397, 100	
間務員外職	29 30 31 32	266, 500 267, 600 268, 700 269, 700	283, 700 285, 700 287, 900 290, 100	377, 700 379, 100 380, 400 381, 700	398, 200 399, 400 400, 600 401, 700	
114054	33 34 35 36	270, 800 271, 800 272, 800 273, 900	292, 300 294, 500 296, 700 298, 800	383, 000 384, 200 385, 300 386, 500	402, 700 403, 800 405, 000 406, 200	
	37 38 39 40	275, 100 276, 000 277, 000 278, 100	300, 800 302, 700 304, 600 306, 400	387, 700 388, 900 390, 100 391, 200	407, 400 408, 700 409, 800 411, 000	
	41 42 43 44	279, 300 280, 400 281, 500 282, 600	308, 200 310, 100 311, 900 313, 600	392, 300 393, 500 394, 700 395, 800	412, 100 413, 400 414, 400 415, 500	
	45 46 47 48	283, 500 284, 300 285, 100 285, 900	315, 300 317, 100 318, 800 320, 400	396, 900 398, 200 399, 400 400, 500	416, 700 417, 900 419, 100 420, 300	
	49 50 51 52	286, 500 287, 300 288, 000 288, 700	322, 000 323, 700 325, 500 327, 200	401, 400 402, 600 403, 600 404, 700	421, 400 422, 400 423, 700 424, 900	

53 54 55 56	289, 500 290, 300 290, 900 291, 600	328, 500 330, 400 332, 200 333, 900	405, 500 406, 600 407, 600 408, 600	426, 100 427, 200 428, 300 429, 400	
57 58 59 60	292, 300 293, 100 293, 900 294, 500	335, 500 337, 400 339, 100 340, 800	409, 700 410, 700 411, 800 412, 900	430, 400 431, 600 432, 800 434, 000	
61 62 63 64	295, 100 295, 800 296, 500 297, 000	342, 500 344, 200 345, 900 347, 600	413, 900 415, 000 416, 100 417, 100	434, 600 435, 400 436, 100 436, 600	
65 66 67 68	297, 700 298, 400 299, 000 299, 600	349, 300 350, 600 351, 900 353, 200	418, 000 418, 900 419, 900 420, 900	436, 900 437, 200 437, 600 438, 000	
69 70 71 72	300, 300 301, 000 301, 600 302, 300	354, 700 356, 200 357, 700 359, 200	421, 700 422, 500 423, 200 424, 000	438, 300 438, 700 439, 000 439, 300	
73 74 75 76	302, 800 303, 400 304, 100 304, 600	360, 500 362, 000 363, 500 364, 900	424, 700 425, 300 426, 000 426, 700	439, 600 439, 900 440, 200 440, 500	
77 78 79 80	305, 200 305, 800 306, 400 307, 000	366, 300 367, 800 369, 300 370, 800	427, 300 428, 000 428, 500 429, 100	440, 700 441, 000 441, 300 441, 500	
81 82 83 84	307, 500 308, 000 308, 600 309, 200	372, 100 373, 400 374, 700 375, 900	429, 500 429, 900 430, 200 430, 400	441,700	
85 86 87 88	309, 600 310, 000 310, 500 311, 000	377, 100 378, 300 379, 400 380, 500	430, 600 430, 900 431, 200 431, 400		
89 90 91 92	311, 400 311, 900 312, 300 312, 800	381, 500 382, 600 383, 700 384, 800	431, 600 431, 900 432, 200 432, 400		
93 94 95 96	313, 100 313, 600 314, 100 314, 500	385, 900 387, 000 388, 000 389, 100	432, 600 432, 900 433, 200 433, 400		
97 98 99 100	314, 800 315, 200 315, 600 316, 000	390, 100 391, 100 392, 000 392, 900	433, 600 433, 900 434, 200 434, 400		
101 102 103 104	316, 400 316, 700 317, 000 317, 300	393, 700 394, 700 395, 500 396, 400	434, 600 434, 900 435, 200 435, 400		
105 106 107 108	317, 500 317, 800 318, 100 318, 300	397, 200 398, 100 399, 000 399, 900	435, 600		
109 110 111 112	318, 500 318, 700 319, 000 319, 300	400, 700 401, 700 402, 600 403, 500			

I I	J	ı	I	ĺ		
	113	319, 500	404, 100			
	114 115	319, 700 319, 900	405, 000 405, 900			
	116	320, 200	406, 800			
	117	320, 500	407, 600			
	118	320, 700	408, 300			
	119 120	321, 000 321, 300	409, 100 409, 900			
	121 122	321, 500 321, 700	410, 500 411, 200			
	123	321, 900	411, 900			
	124	322, 200	412, 500			
	125	322, 500	413, 100			
	126 127		413, 800 414, 300			
	128		414, 900			
	129		415, 500			
	130		416, 100			
	131 132		416, 600 417, 100			
	133		417, 400			
	134		417, 700			
	135		417, 900			
	136		418, 200			
	137 138		418, 500			
	139		418, 800 419, 100			
	140		419, 400			
	141		419, 700			
	142 143		420, 000 420, 300			
	144		420, 600			
	145		420, 800			
	146		421, 100			
	147 148		421, 400 421, 600			
	149 150		421, 800 422, 100			
	151		422, 400			
	152		422, 600			
	153 154		422, 800			
	154 155		423, 100 423, 400			
	156		423, 600			
	157		423, 800			
定年 前再		基準	基準	基準	基準	基準
任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時 間勤		円	円	円	円	円
務職員		240, 300	287, 700	316, 200	343, 500	427, 500
備考			1.7k 1 +1k 1 = 15 + 1	業務に従事する職員		

備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定

かるものに適用する。 2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 4 研究職給料表

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
の区 分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 198, 100 199, 200 200, 400 201, 500	円 248, 700 253, 000 255, 800 258, 500	円 340, 800 342, 800 344, 800 346, 700	円 390, 400 391, 800 393, 200 394, 600	円 462,000 472,200 481,900 491,800
	5 6 7 8	202, 600 204, 800 206, 900 209, 000	261, 100 262, 800 264, 300 265, 800	348, 500 350, 500 352, 400 354, 300	396, 000 397, 400 398, 700 400, 100	501, 700 511, 700 520, 400 528, 300
	9 10 11 12	211, 200 213, 100 215, 100 217, 100	267, 300 269, 300 271, 200 273, 100	356, 000 357, 600 359, 100 360, 700	401, 500 403, 000 404, 400 405, 800	536, 100 543, 200 548, 500 553, 000
	13 14 15 16	219, 100 221, 000 222, 900 224, 700	275, 100 277, 300 279, 500 281, 700	362, 300 363, 300 364, 300 365, 200	407, 100 408, 600 410, 100 411, 600	556, 000 558, 000
	17 18 19 20	226, 400 228, 200 230, 000 231, 800	283, 800 286, 100 288, 400 290, 800	366, 300 367, 500 368, 700 369, 900	413, 100 414, 700 416, 300 418, 000	
	21 22 23 24	233, 600 235, 400 237, 100 238, 800	293, 100 295, 200 297, 300 299, 300	371, 100 372, 200 373, 200 374, 200	419, 200 420, 600 422, 000 423, 300	
定前任短 短手	25 26 27 28	240, 500 242, 600 244, 500 246, 400	301, 300 303, 200 305, 100 307, 000	375, 300 376, 300 377, 200 378, 200	424, 600 425, 900 427, 400 428, 900	
間務員外職	29 30 31 32	248, 300 249, 400 250, 500 251, 600	308, 900 310, 400 311, 900 313, 400	379, 100 379, 900 380, 700 381, 500	430, 100 431, 300 432, 900 434, 400	
	33 34 35 36	253, 000 254, 300 255, 700 257, 100	314, 900 316, 400 317, 900 319, 300	382, 200 382, 900 383, 700 384, 500	435, 700 437, 100 438, 500 439, 900	
	37 38 39 40	258, 500 260, 000 261, 500 263, 100	320, 700 321, 600 322, 500 323, 300	385, 200 385, 900 386, 700 387, 500	441, 300 442, 700 444, 100 445, 500	
	41 42 43 44	264, 500 265, 800 267, 200 268, 600	324, 000 324, 500 325, 000 325, 400	388, 300 389, 500 390, 700 391, 900	446, 600 447, 900 449, 300 450, 600	
	45 46 47 48	270, 100 271, 400 272, 600 273, 800	325, 800 326, 300 326, 800 327, 200	392, 600 393, 600 394, 400 395, 100	451, 400 452, 200 453, 100 454, 000	
	49 50 51 52	275, 000 276, 100 277, 200 278, 300	327, 600 328, 000 328, 300 328, 800	395, 800 396, 500 397, 100 397, 700	454, 800 455, 600 456, 200 457, 000	

.	I	ı	I	1	ı
53 54 55 56	279, 300 280, 400 281, 400 282, 400	329, 200 329, 600 330, 000 330, 300	398, 300 399, 000 399, 800 400, 600	457, 400 458, 000 458, 500 459, 000	
57 58 59 60	283, 400 284, 100 284, 600 285, 200	330, 700 331, 000 331, 400 331, 700	401, 200 402, 000 402, 700 403, 400	459, 500	
61 62 63 64	285, 800 286, 400 287, 000 287, 500	332, 100 332, 600 333, 200 333, 700	404, 000 404, 700 405, 300 406, 000		
65 66 67 68	288, 100 288, 600 289, 200 289, 700	334, 100 334, 700 335, 200 335, 800	406, 700 407, 300 407, 900 408, 600		
69 70 71 72	290, 300 291, 000 291, 600 292, 200	336, 300 336, 800 337, 300 337, 900	409, 300 409, 800 410, 400 411, 000		
73 74 75 76	292, 800 293, 400 294, 000 294, 700	338, 400 339, 100 339, 800 340, 500	411, 500 412, 100 412, 700 413, 200		
77 78 79 80	295, 300 296, 000 296, 700 297, 200	341, 100 341, 700 342, 400 343, 100	413, 700 414, 200 414, 700 415, 400		
81 82 83 84	297, 800 298, 400 299, 100 299, 700	343, 800 344, 500 345, 100 345, 700	415, 800		
85 86 87 88	300, 200 300, 800 301, 500 302, 100	346, 200 346, 700 347, 100 347, 500			
89 90 91 92	302, 600 303, 200 303, 900 304, 500	347, 800 348, 300 348, 600 349, 000			
93 94 95 96	305, 100 305, 700 306, 300 306, 900	349, 300 349, 600 350, 000 350, 400			
97 98 99 100	307, 200 307, 700 308, 300 308, 800	350, 900 351, 400 351, 900 352, 400			
101 102 103 104	309, 200 309, 600 309, 900 310, 300	352, 900 353, 400 353, 800 354, 300			
105 106 107 108	310, 700 311, 100 311, 500 311, 800	354, 700 355, 100 355, 600 356, 000			
109 110 111 112	312, 000 312, 400 312, 700 312, 900	356, 500 356, 900 357, 300 357, 700			

	113 114 115 116 117 118 119 120	313, 200 313, 500 313, 800 314, 100 314, 300 314, 600 314, 800 315, 100	358, 200 358, 600 359, 000 359, 400 359, 900 360, 300 360, 700 361, 100			
定年 前再 任用		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
短時間勤		円	円	円	円	円
務職員		232, 100	275, 300	301, 100	344, 900	405, 300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に 従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 5 医療職給料表 イ 医療職給料表(一)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 307, 500 309, 800 312, 100 314, 300 316, 400	円 417, 500 420, 200 422, 800 425, 200 427, 500	円 472, 200 474, 200 476, 100 478, 000	円 568, 100 574, 200 579, 300 584, 000 588, 300
	6 7 8	319, 900 323, 400 326, 800	429, 700 431, 700 433, 800	481, 100 482, 900 484, 700	592, 600 596, 000 598, 900
	9 10 11 12	330, 200 333, 700 337, 100 340, 500	435, 900 437, 400 438, 900 440, 400	486, 500 488, 200 490, 000 491, 800	601, 400 603, 700
	13 14 15 16	343, 900 347, 400 350, 800 354, 200	441, 800 443, 200 444, 700 446, 100	493, 600 495, 300 497, 100 498, 900	
	17 18 19 20	357, 600 360, 700 363, 900 367, 100	447, 400 448, 900 450, 300 451, 700	500, 700 502, 600 504, 500 506, 400	
	21 22 23 24	370, 400 373, 500 376, 600 379, 600	453, 000 454, 500 455, 900 457, 300	508, 300 510, 000 511, 800 513, 600	
定前任短	25 26 27 28	382, 700 385, 000 387, 300 389, 500	458, 700 460, 100 461, 400 462, 800	515, 200 517, 000 518, 800 520, 300	
間務員外職	29 30 31 32	391, 400 393, 100 394, 800 396, 600	464, 200 465, 500 466, 900 468, 300	521, 700 523, 400 525, 200 526, 900	
	33 34 35 36	398, 300 400, 100 401, 700 403, 000	469, 600 471, 000 472, 300 473, 700	528, 400 529, 700 531, 000 532, 300	
	37 38 39 40	404, 400 405, 800 407, 200 408, 600	475, 100 476, 800 478, 400 479, 900	533, 300 534, 600 535, 900 537, 200	
	41 42 43 44	410, 100 410, 800 411, 400 412, 000	481, 500 482, 700 483, 800 484, 900	538, 200 539, 000 539, 800 540, 600	
	45 46 47 48	412, 800 413, 400 414, 000 414, 500	485, 900 486, 800 487, 700 488, 500	541, 500 542, 300 543, 100 543, 800	
	49 50 51 52	415, 000 415, 400 415, 900 416, 300	489, 200 489, 900 490, 600 491, 200	544, 600 545, 400 546, 100 547, 000	

	53 54 55 56	416, 700 417, 000 417, 300 417, 700	491, 800 492, 500 493, 100 493, 700	547, 900 548, 700 549, 600 550, 500	
	57 58 59 60	418, 000 418, 400 418, 700 419, 100	494, 000 494, 600 495, 200 495, 900	551, 300 552, 100 552, 900 553, 600	
	61 62 63 64	419, 500 419, 800 420, 100 420, 400	496, 300 496, 900 497, 600 498, 300	554, 400 555, 300 556, 200 557, 100	
	65 66 67 68	420, 700	498, 700 499, 300 499, 900 500, 400	557, 900 558, 800 559, 700 560, 600	
	69 70 71 72		500, 900 501, 400 501, 900 502, 400	561, 400 562, 300 563, 200 564, 100	
	73 74 75 76		502, 800 503, 300 503, 700 504, 100	564, 900	
	77 78 79 80		504, 600 505, 200 505, 700 506, 100		
	81 82 83 84		506, 600 507, 200 507, 800 508, 300		
	85		508, 800		
定年再用時	-	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
短時 間 務 員		円 314, 800	円 358, 400	円 414, 700	円 490, 400

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

口 医療職給料表口

職員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
の区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 202, 900 205, 000 207, 100 209, 200	円 276, 300 277, 100 277, 800 278, 600	円 330, 100 331, 500 332, 900 334, 300	円 374, 200 375, 900 377, 500 379, 100	円 429, 100 431, 000 433, 000 434, 800
	5	211, 200	279, 400	335, 600	380, 600	436, 600
	6	213, 200	280, 200	337, 200	382, 200	438, 200
	7	215, 200	281, 000	338, 700	383, 800	439, 800
	8	217, 000	281, 700	340, 200	385, 400	441, 300
	9	218, 800	282, 400	341, 500	387, 000	442, 800
	10	220, 700	283, 200	343, 100	389, 000	444, 100
	11	222, 600	284, 000	344, 600	391, 000	445, 400
	12	224, 700	284, 800	346, 000	393, 000	446, 700
	13	226, 400	285, 600	347, 400	394, 400	448, 000
	14	228, 400	286, 400	349, 000	396, 100	449, 200
	15	230, 600	287, 100	350, 200	397, 800	450, 400
	16	232, 700	287, 900	351, 700	399, 500	451, 500
	17	234, 800	288, 700	353, 200	401, 200	452, 700
	18	235, 900	289, 500	354, 800	402, 700	453, 800
	19	236, 900	290, 300	356, 200	404, 200	455, 000
	20	238, 000	291, 100	357, 700	405, 700	456, 200
定前任短短	21	239, 100	291, 800	358, 900	407, 000	457, 300
	22	240, 900	292, 700	360, 400	408, 300	458, 100
	23	242, 800	293, 800	361, 900	409, 600	458, 500
	24	244, 900	294, 900	363, 400	410, 700	459, 200
間務員外職	25	246, 600	296, 100	364, 500	411, 800	459, 700
	26	247, 700	297, 400	366, 000	412, 900	460, 100
	27	248, 700	298, 800	367, 500	414, 000	460, 500
	28	249, 600	300, 100	368, 900	415, 100	460, 900
	29	250, 700	301, 700	370, 300	415, 900	461, 300
	30	251, 800	303, 400	371, 900	416, 700	461, 700
	31	252, 900	305, 000	373, 300	417, 400	462, 000
	32	254, 200	306, 600	374, 800	418, 200	462, 300
	33	255, 400	308, 200	375, 900	418, 600	462, 600
	34	256, 700	309, 400	376, 900	419, 200	462, 900
	35	257, 900	310, 500	378, 000	419, 700	463, 200
	36	259, 000	311, 700	379, 000	420, 100	463, 500
	37 38 39 40	260, 000 261, 000 262, 100 263, 100	312, 900 314, 100 315, 300 316, 400	379, 900 380, 600 381, 400 382, 400	420, 500 420, 700 421, 000 421, 300	463, 800
	41 42 43 44	264, 200 265, 100 265, 900 266, 700	317, 600 318, 800 319, 900 321, 100	383, 300 384, 200 385, 100 386, 000	421, 600 421, 900 422, 200 422, 500	
	45 46 47 48	267, 500 268, 300 269, 100 269, 900	322, 300 323, 500 324, 700 325, 900	386, 700 387, 400 388, 200 389, 000	422, 700 423, 000 423, 300 423, 600	

49 50	270, 600	327, 000 328, 100	389, 400	423, 800	
51	271, 400 272, 200	328, 100 329, 300	390, 000 390, 700	424, 000 424, 300	
52	273, 000	330, 500	391, 400	424, 600	
	210,000	000, 000	001, 100	121,000	
53	273, 800	331, 700	391, 700	424, 800	
54	274, 600	332, 900	392, 300		
55	275, 200	334, 200	392, 900		
56	276, 000	335, 400	393, 300		
57	276 000	226 200	202 600		
57 58	276, 900 277, 700	336, 300 337, 500	393, 600 393, 900		
59	278, 500	338, 700	394, 400		
60	279, 200	339, 900	394, 900		
	·				
61	279, 900	340, 800	395, 200		
62	280, 700	341, 800	395, 600		
63	281, 500	342, 800	396, 000		
64	282, 200	343, 700	396, 400		
65	282, 900	344, 600	396, 900		
66	283, 700	345, 500	397, 300		
67	284, 500	346, 500	397, 800		
68	285, 200	347, 400	398, 300		
	005.000	0.47, 000	000 700		
69	285, 900	347, 900	398, 700		
70 71	286, 600 287, 200	348, 800 349, 500	399, 100 399, 500		
72	287, 200	350, 400	399, 900		
	201, 000	000, 100	000, 000		
73	288, 600	351, 100	400, 200		
74	289, 200	351, 400	400, 700		
75 75	289, 900	351, 800	401, 000		
76	290, 500	352, 400	401, 400		
77	291, 200	353, 000	401,800		
78	291, 900	353, 700	402, 300		
79	292, 600	354, 400	402, 700		
80	293, 200	355, 000	403, 100		
81	293, 700	355, 700	403, 400		
82	294, 300	356, 200	403, 900		
83 84	295, 000 295, 600	356, 800 357, 400	404, 200 404, 600		
04	255, 000	337, 400	404, 000		
85	296, 100	357, 700	404, 900		
86	296, 700	358, 200	405, 400		
87	297, 400	358, 600	405, 700		
88	298, 000	359, 100	406, 100		
90	200 600	250 600	406 400		
89 90	298, 600 299, 200	359, 600 360, 100	406, 400		
91	299, 200	360, 600			
92	300, 400	361, 000			
93	301, 000	361, 300			
94	301, 500	361, 600			
95 96	301, 900 302, 300	361, 800 362, 100			
] 30	502, 500	502, 100			
97	302,600	362, 600			
98	302, 900	362, 900			
99	303, 100	363, 200			
100	303, 400	363, 500			
101	202 700	262 000			
101 102	303, 700 303, 900	363, 900 364, 200			
102	304, 200	364, 500			
104	304, 500	364, 800			
	•	•	•	•	

	105 106 107 108 109 110 111	304, 700 304, 900 305, 100 305, 300 305, 700 305, 900 306, 100	365, 200 365, 500 365, 700 366, 000 366, 300 366, 700 367, 100			
	112 113 114 115 116 117 118	306, 300 306, 700 306, 900 307, 100 307, 400 307, 700 307, 900	367, 500 368, 000 368, 400 368, 800 369, 200 369, 700			
	119 120 121 122 123 124	308, 100 308, 400 308, 700 308, 900 309, 100 309, 400				
定前任短間務員年再用時勤職	125	309, 700 基準 給料月額 円 229, 800	基準 給料月額 円 273,200	基準 給料月額 円 296,900	基準 給料月額 円 341,900	基準 給料月額 円 385,300

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの に適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
分分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 223, 600 225, 500 227, 300 229, 000	円 295, 800 296, 300 296, 800 297, 300	円 334, 600 335, 600 336, 600 337, 500	375, 300 377, 000 378, 700 380, 400	円 430, 400 432, 600 434, 800 436, 900
	5 6 7 8	230, 700 232, 600 234, 400 236, 100	297, 700 298, 200 298, 700 299, 100	338, 400 339, 600 340, 800 342, 000	382, 200 384, 200 386, 200 388, 200	438, 800 440, 700 442, 500 444, 400
	9 10 11 12	237, 900 239, 800 241, 700 243, 700	299, 500 300, 000 300, 500 301, 000	342, 800 344, 000 345, 100 346, 100	389, 900 392, 000 394, 100 396, 100	446, 100 447, 700 449, 500 451, 100
	13 14 15 16	245, 900 248, 200 250, 500 252, 800	301, 300 302, 000 302, 600 303, 200	347, 100 348, 200 349, 000 350, 100	398, 000 399, 600 401, 400 403, 200	452, 400 453, 700 455, 300 456, 900
	17 18 19 20	256, 500 258, 700 260, 900 263, 100	303, 500 304, 200 304, 700 305, 300	351, 200 352, 300 353, 200 354, 300	404, 900 406, 600 408, 600 410, 300	458, 600 460, 200 461, 700 463, 100
定 前 任 期 短 時	21 22 23 24	265, 300 266, 300 267, 100 268, 000	306, 000 306, 300 307, 000 307, 700	355, 300 356, 500 357, 600 358, 700	412, 000 413, 700 415, 500 417, 300	464, 200 465, 500 466, 800 468, 300
間務員外職 動職以の員	25 26 27 28	268, 800 269, 900 271, 000 271, 900	308, 300 308, 900 309, 600 310, 200	359, 400 360, 700 362, 000 363, 300	418, 900 420, 600 422, 400 424, 200	469, 300 469, 900 470, 600 471, 200
	29 30 31 32	272, 700 273, 400 274, 100 274, 900	310, 900 311, 700 312, 400 313, 300	364, 500 366, 000 367, 500 369, 000	425, 700 427, 200 428, 700 430, 000	472, 100 472, 800 473, 600 474, 400
	33 34 35 36	276, 000 276, 900 277, 800 278, 700	314, 400 315, 600 316, 600 317, 500	370, 200 371, 700 373, 100 374, 500	431, 200 432, 300 433, 500 434, 700	475, 100 475, 800 476, 500 477, 300
	37 38 39 40	279, 700 280, 700 281, 600 282, 600	318, 400 319, 500 320, 700 322, 100	375, 900 376, 900 378, 300 379, 600	436, 000 437, 100 438, 300 439, 500	478, 100 478, 900 479, 600 480, 300
	41 42 43 44	283, 400 284, 300 285, 200 286, 100	323, 200 324, 300 325, 600 327, 200	381, 000 382, 400 383, 700 385, 100	440, 700 441, 700 442, 800 443, 900	481, 100
	45 46 47 48	287, 100 287, 800 288, 500 289, 200	327, 800 328, 900 330, 000 331, 000	386, 500 387, 600 388, 600 389, 700	444, 900 445, 400 445, 900 446, 300	
	49 50 51 52	289, 800 290, 400 290, 900 291, 300	332, 100 333, 100 334, 200 335, 300	390, 700 391, 400 392, 300 393, 100	446, 900 447, 400 447, 800 448, 300	

	Ī	,	i	,	
53 54 55 56	291, 700 292, 300 292, 800 293, 200	336, 400 337, 500 338, 600 339, 700	393, 600 394, 300 395, 000 395, 600	448, 800 449, 200 449, 500 449, 800	
57 58 59 60	293, 600 294, 100 294, 500 295, 000	340, 500 341, 600 342, 700 343, 700	396, 200 396, 700 397, 300 397, 800	450, 200	
61 62 63 64	295, 500 295, 900 296, 400 296, 800	344, 600 345, 500 346, 500 347, 500	398, 300 398, 800 399, 400 399, 900		
65 66 67 68	297, 300 297, 700 298, 200 298, 700	348, 700 350, 000 351, 200 352, 400	400, 500 400, 900 401, 400 401, 800		
69 70 71 72	299, 100 299, 500 300, 000 300, 400	353, 300 354, 500 355, 600 356, 900	402, 100 402, 600 402, 900 403, 100		
73 74 75 76	300, 900 301, 600 302, 300 303, 000	357, 900 358, 800 359, 900 361, 100	403, 300 403, 700 403, 900 404, 100		
77 78 79 80	303, 700 304, 600 305, 500 306, 200	362, 200 363, 400 364, 600 365, 600	404, 300 404, 700 405, 100 405, 400		
81 82 83 84	306, 900 307, 800 308, 600 309, 400	366, 600 367, 600 368, 700 369, 800	405, 500 405, 800 406, 200 406, 600		
85 86 87 88	310, 100 311, 000 311, 900 312, 700	370, 600 371, 700 372, 800 373, 800	406, 900 407, 300 407, 700 408, 100		
89 90 91 92	313, 600 314, 400 315, 300 316, 200	374, 500 375, 300 376, 100 376, 800	408, 400		
93 94 95 96	317, 000 317, 900 318, 900 319, 800	377, 400 377, 900 378, 400 378, 900			
97 98 99 100	320, 300 321, 100 322, 000 322, 800	379, 500 380, 000 380, 500 381, 000			
101 102 103 104	323, 600 324, 500 325, 500 326, 500	381, 400 381, 800 382, 400 382, 900			
105 106 107 108	327, 400 328, 400 329, 400 330, 400	383, 200 383, 700 384, 000 384, 300			
109 110 111 112	331, 200 331, 900 332, 600 333, 200	384, 900 385, 400 385, 900 386, 400			

前任短間 務員		給料月額 円 271,600	給料月額 円 290,000	給料月額 円 304,100	給料月額 円 345,500	給料月額 円 390,900
定年前再	169	353, 300	基準	基準	基準	基準
	165 166 167 168	351, 800 352, 200 352, 600 353, 000				
	161 162 163 164	350, 300 350, 700 351, 100 351, 500				
	158 159 160	349, 300 349, 600 350, 000				
	153 154 155 156	347, 400 347, 800 348, 200 348, 600 348, 900				
	149 150 151 152	345, 900 346, 300 346, 700 347, 100				
	145 146 147 148	344, 900 345, 100 345, 400 345, 600				
	141 142 143 144	343, 900 344, 200 344, 500 344, 700				
	137 138 139 140	342, 800 343, 100 343, 400 343, 700				
	133 134 135 136	341, 800 342, 100 342, 400 342, 600				
	129 130 131 132	340, 600 341, 000 341, 300 341, 600				
	125 126 127 128	339, 400 339, 700 340, 000 340, 300	393, 100			
	121 122 123 124	337, 500 338, 000 338, 500 339, 000	391, 100 391, 500 392, 000 392, 500			
	117 118 119 120	335, 500 336, 000 336, 600 337, 100	389, 000 389, 500 390, 000 390, 500			
	113 114 115 116	333, 700 334, 000 334, 500 335, 100	387, 000 387, 500 388, 000 388, 400			

別表 6 情報職給料表

職員の区	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
分分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 197, 700 198, 800 200, 000 201, 100	円 278, 200 279, 200 280, 200 281, 200	円 314, 100 315, 600 317, 000 318, 400	円 479, 300 491, 300 501, 300 509, 300	円 529, 600 539, 600 547, 600 553, 600	円 607, 200 619, 200 629, 200	円 696, 100 718, 100
	5 6 7 8	202, 200 203, 900 205, 500 207, 100	282, 200 283, 200 284, 100 285, 100	319, 400 320, 400 321, 400 322, 600	515, 300 519, 300	557, 600		
	9 10 11 12	208, 700 210, 300 211, 900 213, 500	286, 100 287, 100 288, 100 289, 100	323, 800 325, 400 327, 000 328, 600				
	13 14 15 16	215, 000 216, 700 218, 400 220, 100	290, 100 291, 400 292, 700 293, 900	329, 800 331, 400 333, 000 334, 600				
	17 18 19 20	221, 300 222, 900 224, 500 226, 000	295, 100 296, 400 297, 600 298, 800	336, 000 337, 700 339, 300 340, 800				
定前任短期	21 22 23 24	227, 500 229, 100 230, 700 232, 300	299, 800 301, 000 302, 200 303, 500	342, 200 343, 900 345, 200 346, 800				
間務員外職	25 26 27 28	233, 900 235, 600 236, 900 238, 200	304, 800 305, 800 306, 800 307, 800	348, 000 349, 900 351, 500 353, 100				
	29 30 31 32	239, 500 240, 600 241, 700 242, 800	308, 900 310, 100 311, 200 312, 400	354, 400 356, 000 357, 600 359, 200				
	33 34 35 36	243, 900 245, 200 246, 600 248, 000	313, 500 314, 800 316, 100 317, 400	360, 800 362, 500 364, 300 366, 100				
	37 38 39 40	249, 400 250, 800 252, 200 253, 600	318, 600 319, 900 321, 200 322, 500	367, 600 369, 000 370, 400 371, 800				
	41 42 43 44	255, 000 256, 200 257, 500 258, 800	323, 800 325, 000 326, 300 327, 400	373, 300 374, 700 376, 000 377, 500				
	45 46 47 48	260, 000 261, 200 262, 400 263, 600	328, 300 329, 600 330, 900 332, 200	378, 700 379, 700 380, 800 381, 900				

	ı	Ī	ı	ı	ı	
49 50 51 52	264, 700 265, 800 266, 900 268, 000	333, 300 334, 600 335, 800 337, 000	382, 800 383, 800 384, 800 385, 700			
53 54 55 56	268, 900 269, 900 270, 900 271, 900	338, 300 339, 300 340, 400 341, 500	386, 700 387, 600 388, 500 389, 400			
57 58 59 60	272, 900 273, 800 274, 600 275, 500	342, 200 343, 100 343, 800 344, 600	390, 200 390, 900 391, 700 392, 500			
61 62 63 64	276, 300 277, 100 277, 900 278, 600	345, 400 345, 800 346, 300 347, 000	393, 100 393, 800 394, 500 395, 200			
65 66 67 68	279, 300 280, 100 280, 900 281, 500	347, 800 348, 500 349, 200 349, 800	395, 700 396, 400 397, 000 397, 600			
69 70 71 72	282, 200 283, 000 283, 700 284, 400	350, 300 350, 900 351, 400 352, 000	398, 000 398, 600 399, 200 399, 800			
73 74 75 76	285, 100 285, 800 286, 500 287, 200	352, 300 352, 800 353, 100 353, 500	400, 200 400, 700 401, 200 401, 800			
77 78 79 80	287, 900 288, 500 289, 200 289, 800	353, 900 354, 400 354, 900 355, 400	402, 100 402, 500 402, 800 403, 200			
81 82 83 84	290, 500 291, 100 291, 800 292, 500	355, 700 356, 100 356, 500 356, 900	403, 500 403, 800 404, 100 404, 400			
85 86 87 88	293, 000 293, 600 294, 200 294, 900	357, 200 357, 600 358, 000 358, 400	404, 600 404, 900 405, 200 405, 400			
89 90 91 92	295, 500 296, 100 296, 700 297, 400	358, 600 359, 000 359, 400 359, 800	405, 600 405, 800 406, 000 406, 200			
93 94 95 96	298, 000	360, 000 360, 300 360, 700 361, 000	406, 400 406, 600 406, 800 407, 000			
97 98 99 100		361, 300 361, 700 362, 100 362, 500	407, 200			
101 102 103 104		363, 000 363, 400 363, 800 364, 200				

	105 106 107 108		364, 700 365, 100 365, 400 365, 700 366, 100					
定年 前再 任用		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
短時		円	円	円	円	円	円	円
間勤 務職 員		229, 700	,	,	433, 900	489, 700	,	,

備考 この表は、情報分野における専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事委員会 規則で定めるものに適用する。

別表 7 教育職給料表(イ)

職員の区	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
の区 分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 214, 800 217, 200 219, 500 221, 800	円 235, 900 238, 300 240, 700 243, 200	円 334, 400 336, 200 338, 000 339, 700	円 363, 800 365, 300 366, 800 368, 200	円 450,000 451,300 452,500 453,800
	5 6 7 8	224, 100 226, 300 228, 500 230, 700	245, 600 248, 000 250, 400 252, 900	341, 300 343, 200 345, 100 346, 900	369, 600 370, 900 372, 200 373, 600	454, 900 456, 000 457, 200 458, 400
	9 10 11 12	232, 900 235, 100 237, 300 239, 500	255, 300 256, 900 258, 500 260, 100	348, 700 350, 700 352, 500 354, 200	375, 000 376, 300 377, 600 378, 800	459, 700 460, 900 462, 000 463, 100
	13 14 15 16	241, 700 243, 800 245, 900 248, 000	261, 700 263, 100 264, 500 265, 900	355, 900 357, 600 359, 100 360, 700	380, 000 381, 300 382, 500 383, 700	464, 300 465, 100 465, 900 466, 800
	17 18 19 20	250, 100 251, 900 253, 600 255, 300	267, 300 268, 500 269, 700 270, 900	362, 300 363, 600 364, 800 365, 900	384, 700 385, 900 387, 100 388, 200	467, 700 468, 100 468, 600 469, 100
	21 22 23 24	257, 000 258, 300 259, 600 260, 800	272, 200 273, 300 274, 400 275, 600	367, 200 368, 600 370, 000 371, 300	389, 200 390, 400 391, 600 392, 700	469, 600
定前任短	25 26 27 28	262, 000 263, 100 264, 200 265, 300	276, 900 278, 600 280, 300 282, 000	372, 500 373, 900 375, 200 376, 500	393, 700 394, 900 396, 000 397, 100	
間務員外職 動職以の員	29 30 31 32	266, 500 267, 600 268, 700 269, 700	283, 700 285, 700 287, 900 290, 100	377, 700 379, 100 380, 400 381, 700	398, 200 399, 400 400, 600 401, 700	
	33 34 35 36	270, 800 271, 800 272, 800 273, 900	292, 300 294, 500 296, 700 298, 800	383, 000 384, 200 385, 300 386, 500	402, 700 403, 800 405, 000 406, 200	
	37 38 39 40	275, 100 276, 000 277, 000 278, 100	300, 800 302, 700 304, 600 306, 400	387, 700 388, 900 390, 100 391, 200	407, 400 408, 700 409, 800 411, 000	
	41 42 43 44	279, 300 280, 400 281, 500 282, 600	308, 200 310, 100 311, 900 313, 600	392, 300 393, 500 394, 700 395, 800	412, 100 413, 400 414, 400 415, 500	
	45 46 47 48	283, 500 284, 300 285, 100 285, 900	315, 300 317, 100 318, 800 320, 400	396, 900 398, 200 399, 400 400, 500	416, 700 417, 900 419, 100 420, 300	
	49 50 51 52	286, 500 287, 300 288, 000 288, 700	322, 000 323, 700 325, 500 327, 200	401, 400 402, 600 403, 600 404, 700	421, 400 422, 400 423, 700 424, 900	

	•	ı.	•	•
53	289, 500	328, 500	405, 500	426, 100
54	290, 300	330, 400	406, 600	427, 200
55	290, 900	332, 200	407, 600	428, 300
56	291, 600	333, 900	408, 600	429, 400
57	292, 300	335, 500	409, 700	430, 400
58	293, 100	337, 400	410, 700	431, 600
59	293, 900	339, 100	411, 800	432, 800
60	294, 500	340, 800	412, 900	434, 000
61	295, 100	342, 500	413, 900	434, 600
62	295, 800	344, 200	415, 000	435, 400
63	296, 500	345, 900	416, 100	436, 100
64	297, 000	347, 600	417, 100	436, 600
65	297, 700	349, 300	418, 000	436, 900
66	298, 400	350, 600	418, 900	437, 200
67	299, 000	351, 900	419, 900	437, 600
68	299, 600	353, 200	420, 900	438, 000
69	300, 300	354, 700	421, 700	438, 300
70	301, 000	356, 200	422, 500	438, 700
71	301, 600	357, 700	423, 200	439, 000
72	302, 300	359, 200	424, 000	439, 300
73	302, 800	360, 500	424, 700	439, 600
74	303, 400	362, 000	425, 300	439, 900
75	304, 100	363, 500	426, 000	440, 200
76	304, 600	364, 900	426, 700	440, 500
77	305, 200	366, 300	427, 300	440, 700
78	305, 800	367, 800	428, 000	441, 000
79	306, 400	369, 300	428, 500	441, 300
80	307, 000	370, 800	429, 100	441, 500
81	307, 500	372, 100	429, 500	441,700
82	308, 000	373, 400	429, 900	
83	308, 600	374, 700	430, 200	
84	309, 200	375, 900	430, 400	
85	309, 600	377, 100	430, 600	
86	310, 000	378, 300	430, 900	
87	310, 500	379, 400	431, 200	
88	311, 000	380, 500	431, 400	
89	311, 400	381, 500	431, 600	
90	311, 900	382, 600	431, 900	
91	312, 300	383, 700	432, 200	
92	312, 800	384, 800	432, 400	
93	313, 100	385, 900	432, 600	
94	313, 600	387, 000	432, 900	
95	314, 100	388, 000	433, 200	
96	314, 500	389, 100	433, 400	
97	314, 800	390, 100	433, 600	
98	315, 200	391, 100	433, 900	
99	315, 600	392, 000	434, 200	
100	316, 000	392, 900	434, 400	
101	316, 400	393, 700	434, 600	
102	316, 700	394, 700	434, 900	
103	317, 000	395, 500	435, 200	
104	317, 300	396, 400	435, 400	
105 106 107 108	317, 500 317, 800 318, 100 318, 300	397, 200 398, 100 399, 000 399, 900	435, 600	
109 110 111 112	318, 500 318, 700 319, 000 319, 300	400, 700 401, 700 402, 600 403, 500		

149 150 151 152 153 154 155 156		421, 800 422, 100 422, 400 422, 600 422, 800 423, 100 423, 400		
142 143 144 145 146 147 148		420, 000 420, 300 420, 600 420, 800 421, 100 421, 400 421, 600		
137 138 139 140		418, 500 418, 800 419, 100 419, 400		
132 133 134 135 136		417, 400 417, 400 417, 700 417, 900 418, 200		
126 127 128 129 130 131	3 2 ,300	413, 800 414, 300 414, 900 415, 500 416, 100 416, 600		
121 122 123 124	321, 500 321, 700 321, 900 322, 200 322, 500	410, 500 411, 200 411, 900 412, 500 413, 100		
117 118 119 120	320, 500 320, 700 321, 000 321, 300	407, 600 408, 300 409, 100 409, 900		
113 114 115 116	319, 500 319, 700 319, 900 320, 200	404, 100 405, 000 405, 900 406, 800		

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表8

第1号任期付研究員の給料表

号給	給料月額	
		円
1	428, 000	
2	491,000	
3	556, 000	
4	642,000	
5	746, 000	
6	851, 000	

第2号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	358, 000
2	395, 000
3	424, 000

別表 9

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額	
	Р	}
1	405, 000	
2	455, 000	
3	508, 000	
4	574, 000	
5	655, 000	
6	765, 000	
7	893, 000	

別表10 自動車を使用する場合における使用距離区分別手当額

距 離 区 分	通 勤 手 当 の 額
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	3,400円
片道6キロメートル以上10キロメートル未満	5,100円
片道10キロメートル以上14キロメートル未満	7, 300円
片道14キロメートル以上18キロメートル未満	9,400円
片道18キロメートル以上22キロメートル未満	11,600円
片道22キロメートル以上26キロメートル未満	13,800円
片道26キロメートル以上30キロメートル未満	16,000円
片道30キロメートル以上34キロメートル未満	18, 200円
片道34キロメートル以上38キロメートル未満	20, 500円
片道38キロメートル以上42キロメートル未満	22,800円
片道42キロメートル以上46キロメートル未満	25, 100円
片道46キロメートル以上50キロメートル未満	27, 400円
片道50キロメートル以上54キロメートル未満	29, 700円
片道54キロメートル以上58キロメートル未満	32,000円
片道58キロメートル以上62キロメートル未満	34, 300円
片道62キロメートル以上66キロメートル未満	36, 500円
片道66キロメートル以上70キロメートル未満	38,800円
片道70キロメートル以上74キロメートル未満	41, 100円
片道74キロメートル以上78キロメートル未満	43, 400円
片道78キロメートル以上82キロメートル未満	45, 700円
片道82キロメートル以上86キロメートル未満	48,000円
片道86キロメートル以上90キロメートル未満	50, 300円
片道90キロメートル以上94キロメートル未満	52, 500円
片道94キロメートル以上98キロメートル未満	54,800円
片道98キロメートル以上102キロメートル未満	57, 100円
片道102キロメートル以上106キロメートル未満	59, 400円
片道106キロメートル以上110キロメートル未満	61,700円
片道110キロメートル以上114キロメートル未満	64,000円
片道114キロメートル以上118キロメートル未満	66, 300円
片道118キロメートル以上122キロメートル未満	68,600円
片道122キロメートル以上	70,800円

別表11 自転車等を使用する場合における使用距離区分別手当額

距離区分	通 勤 手 当 の 額		
片道18キロメートル以上22キロメートル未満	5, 100円		
片道22キロメートル以上26キロメートル未満	6,100円		
片道26キロメートル以上30キロメートル未満	7, 100円		
片道30キロメートル以上34キロメートル未満	8,100円		
片道34キロメートル以上38キロメートル未満	9,100円		
片道38キロメートル以上42キロメートル未満	10,200円		
片道42キロメートル以上	11,200円		

説 明 資 料

説 明 資 料

目 次

	父	
職員給与関係資料		
令和7年人事統計調査の概要	 	

令和7年人事統計調査の概要
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数2
その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数
その2 給料表別、級別平均年齢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
その3 給料表別、年齢別人員分布
その4 給料表別、級別、年齢別人員分布 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
1 行政職給料表 4
2 公安職給料表 5
3 教育職給料表(二)(中) 6
4 教育職給料表(三)(イ) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
5 研究職給料表8
6 医療職給料表(-) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
7 医療職給料表口
8 医療職給料表 (三)
9 情報職給料表12
その 5 給料表別、級別平均経験年数 ・・・・・・・・・・・・・ 13
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比 ・・・・・・・・・・ 13
第3表 職員の給与額
その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額
その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額 ・・・・・・・ 15
第4表 職員の扶養手当の支給状況 ・・・・・・・・・ 16
第 5 表 職員の地域手当の支給状況 ・・・・・・・・・・ 17
第6表 職員の住居手当の支給状況 ・・・・・・・・・ 18
第7表 職員の管理職手当の支給状況 ・・・・・・・・・・ 19
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況 ・・・・・・・・・・ 19
第 9 表 職員の通勤手当の支給状況 ・・・・・・・・・ 20
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布 · · · · · 21
その1 行政職給料表 21
その2 公安職給料表 23
その3 教育職給料表(二)(n) · · · · · · · · 25
その4 教育職給料表(三)(イ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
その5 研究職給料表 29
その6 医療職給料表(-) ・・・・・・・・・・・・・31
その7 医療職給料表口 33
その8 医療職給料表(三) 35
その9 情報職給料表37
第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布 ・・・・・・・・・・ 39
第12表 暫定再任用職員の給料表別、級別、年齢別人員分布 ・・・・・・・・・・ 39

その1	フルタイム勤務職員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
その2	短時間勤務職員	39
2 民間総	3与等関係資料	
令和7年	瑶職種別民間給与実態調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
第13表	企業規模別調査事業所数 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	41
その1		
その2	地域別、企業規模別調査事業所数	41
第14表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	42
第15表	民間における初任給の改定状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第16表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	
その1	給与比較の対象職種 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
1	企業規模計(100人以上)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
2	企業規模500人以上	46
3	企業規模100人以上500人未満	48
4	企業規模50人以上100人未満(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
その2	給与比較の対象外職種	52
第17表	職種に対応する級(行政職給料表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
第18表	民間における特別給の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第19表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第20表	民間における住宅手当(借家・借間)の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
第21表	民間における通勤手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
その1	自動車使用者に対する通勤手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
その2	外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手	
	当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
その3	外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手	
	当の月額支給の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
その4	自動車等使用者に対する通勤手当の支給状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
第22表	民間における定年制の状況	57
第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした	
	給与減額の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
第24表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している	
	事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
第25表	広島市における費目別、世帯人員別標準生計費	58

1 職員給与関係資料

令和7年人事統計調査の概要

(1) 目的と時期

職員の給与を検討するため、令和7年4月1日現在における職員給与等の実態を調査したものである。

(2) 対象者

「職員の給与に関する条例」、「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用者等

(給料表別の主な職種等)

・行政職給料表 : 他の給料表の適用を受けない全ての職員

•公安職給料表 : 警察官

・教育職給料表口(ロ) : 高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務し、教育に

係る業務に従事する職員

・教育職給料表(三)(イ) : 中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員

研究職給料表 : 試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従

事する職員

・医療職給料表(一):病院等に勤務する医師及び歯科医師

・医療職給料表□ : 保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師等

・医療職給料表 (三) : 保健所等に勤務する保健師等

・情報職給料表 :情報分野における知識・技術等を要する業務に従事する職員

(3) 調査事項

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項 年齢、学歴、性別、経験年数等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当等

(4) 集計結果の概要

第1表から第12表のとおり

※第1表から第10表までは、定年延長者、暫定再任用職員、特定任期付職員等は含まれない。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入、職員1人当たりの平均値は小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

※情報職給料表は令和7年4月1日付けで施行されたため、各資料における令和6年度 の項目には数値が記載されていない。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区 分給料表	適 用 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	平 均 経験年数 (年)
全 給 料 表	22,690	39.7	17.9
行 政 職 給 料 表	5,712	41.6	19.8
公 安 職 給 料 表	5,126	39.0	18.8
教育職給料表□(□)	3,612	40.8	18.3
教育職給料表 (三) (4)	7,679	38.2	15.8
研 究 職 給 料 表	256	43.1	20.4
医療職給料表	51	39.5	15.3
医療職給料表口	129	42.7	18.0
医療職給料表包	85	38.6	15.7
情報職給料表	40	40.6	16.5

その2 給料表別、級別平均年齢

級											
	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料表											
行 政 職 給 料 表	41.6	25.1	34.6		48.9	54.1	54.8	55.8	55.2		
公 安 職 給 料 表	39.0	22.0	27.0		33.1	42.3	47.3	52.7	51.2	54.6	56.6
教育職給料表口(미)	40.8	49.0	39.9	47.6	53.5	56.7					
教育職給料表回(イ)	38.2	_	36.2	50.0	51.7	56.2					
研 究 職 給 料 表	43.1	_	29.0		46.4	54.5	58.0				
医療職給料表	39.5	27.9	34.5		44.1	56.3					
医療職給料表口	42.7	27.6	34.4		47.6	54.1	56.8				
医療職給料表回	38.6	25.3	34.3		49.3	55.7	_				
情報職給料表	40.6	25.6	39.6		39.5	45.0	54.4				

その3 給料表別、年齢別人員分布

給料表	全給料表	行政職	公安職	教育職給料表	教育職給料表	教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表	情報職
年齢	土加州农	給料表	給料表	(I) (P)	(<u></u>)(<u>p</u>)	(三)(1)	//H1712X (→)	(二)	(<u>=</u>)	給料表
18	39	15	24							
19	60	19	41							
20	66	28	36		2					
21	73	33	38		2					
22	530	119	101	51	253	3			3	
23	647	157	123	74	288	3			2	
24	702	176	107	101	301	10			3	4
25	654	146	115	65	319	3	2	2	1	1
26	662	154	137	89	265	5	2	3	5	2
27	699	159	115	113	294	10	4	1	2	1
28	686	170	122	95	285	5	2	3	2	2
29	620	158	114	85	246	6	2	3	5	1
30	745	153	155	110	312	7	1	4	3	
31	580	124	115	106	216	8	3	4	4	
32	647	129	131	121	253	3	2	6	1	1
33	662	127	137	136	248	3	3	1	5	2
34	616	90	142	121	243	8	2	5	5	
35	606	119	114	111	248	7		3	3	1
36	641	107	189	124	204	5	3	7	1	1
37	620	133	149	117	207	7	2	3	2	
38	602	100	176	108	205	5		4	3	1
39	536	94	164	89	176	3	2	7	1	
40	527	73	177	81	177	8	2	3	3	3
41	541	90	199	92	149	5		3	2	1
42	518	99	191	76	140	7		4		1
43	480	86	201	59	124	1	2	5	1	1
44	463	106	179	62	111	3	1	1		
45	509	114	187	76	121	3	2	1	1	4
46	491	119	178	74	112	5		2	1	
47	493	136	178	57	106	9	1	2	1	3
48	488	143	139	81	111	8	1	4	1	
49	535	168	115	94	148	3		4	2	1
50	577	178	144	103	138	7		6		1
51	624	242	113	88	163	9	1	6	2	
52	612	240	110	87	156	12	2	3	1	1
53	598	214	89	95	182	9	2	5	2	
54	543	192	73	91	163	8	1	10	4	1
55	566	191	66	96	193	12		3	4	1
56	610	224	67	87	208	16		5	3	
57	632	234	62	115	208	8		3	2	
58	568	187	54	117	193	11		2	3	1
59以上	622	166	59	165	209	11	6	1	1	4
計	22, 690	5, 712	5, 126	3, 612	7, 679	256	51	129	85	40

その4 給料表別、級別、年齢別人員分布

1 行政職給料表

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
18	15							15
19	19							19
20	28							28
21	33							33
22	119							119
23	157							157
24	176							176
25	146							146
26	154							154
27	159							159
28	170							170
29	68	89		1				158
30	27	126						153
31	6	118						124
32		129						129
33		127						127
34		90						90
35		116	3					119
36		107						107
37		123	9		1			133
38		81	19					100
39		19	75					94
40		6	67					73
41		12	77		1			90
42		12	87					99
43		12	73	1				86
44		6	92	7	1			106
45		2	100	8	1	2	1	114
46		5	103	8	2	1		119
47		6	114	13	3			136
48		3	111	21	8			143
49		7	130	29	2			168
50	1	3	122	41	10	1		178
51		5	174	48	13	1	1	242
52		2	154	59	21	4		240
53		2	114	66	25	5	2	214
54		3	92	68	24	4	1	192
55		5	83	67	25	9	2	191
56		2	97	85	31	9		224
57		5	77	107	34	8	3	234
58			59	68	38	18	4	187
59以上		1 224	50	70	34	10	1	166
計	1, 278	1, 224	2, 082	767	274	72	15	5, 712

2 公安職給料表

~ 級	職給料表 1級	2級	3級	4級	5 級	6級	7級	8級	9級	計
年齢		2 190	3 /lyX	4 ///	<i>3 /ly</i> X	0 /19X	7 /1/32	0 /192	3 NYX	
18	24									24
19 20	41 36									41
20	36 38									36 38
22										
23	101 122		1							101 123
23 24	34	72	1							107
25	5	104	6							115
26	5 7	124	6							137
27	3	97	15							115
28	4	98	20							122
29	4	98 79	30	1						114
30	2	50	97	5			1			155
31	1	9	98	7			1			115
32	1	3	122	6						131
33		5	118	14						137
34		2	120	20						142
35		1	73	40						114
36		1	91	96	1					189
37		-	54	94	1					149
38			47	129	-					176
39			17	138	8		1			164
40			3	163	11					177
41		1		165	30	3				199
42				137	50	3	1			191
43				129	64	4	4			201
44				109	58	5	7			179
45				88	79	7	13			187
46				85	79	6	8			178
47				79	79	4	16			178
48				42	66	9	22			139
49				36	56	5	18			115
50				32	68	17	27			144
51				28	43	20	19	3		113
52				28	28	28	19	5	2	110
53				21	21	19	21	6	1	89
54				15	14	26	12	4	2	73
55				19	9	17	16	1	4	66
56				15	12	21	11	2	6	67
57				12	15	17	13	2	3	62
58				7	10	17	13	4	3	54
59				2	13	18	14	3	9	59
計	422	646	919	1, 762	815	246	256	30	30	5, 126

3 教育職給料表(二)(口)

3 教育職 級	給料表(二)(🗅)					
年齢	1級	2級	特2級	3級	4級	計
20						
21						
22		51				51
23		74				74
24		101				101
25		65				65
26		89				89
27		113				113
28		95				95
29		85				85
30		110				110
31		106				106
32		121				121
33		136				136
34		121				121
35		111				111
36		124				124
37		117				117
38		108				108
39		83	6			89
40		79	2			81
41		85	7			92
42		71	5			76
43		55	4			59
44		57	5			62
45		74	2			76
46		64	8	2		74
47		48	7	2		57
48		70	8	3		81
49	1	73	4	16		94
50		89	4	10		103
51		73	7	8		88
52		69	6	10	2	87
53		77	5	9	4	95
54		73	5	9	4	91
55		76	2	9	9	96
56		74	1	5	7	87
57		88	3	9	15	115
58		97		7	13	117
59		129	2	18	16	165
計	1	3, 331	93	117	70	3, 612

4 教育職給料表(三)(イ)

4 教育職	給料表(三)(イ)	1				Г
年齢 級	1級	2級	特2級	3級	4級	計
20		2				2
21		2				2
22		253				253
23		288				288
24		301				301
25		319				319
26		265				265
27		294				294
28		285				285
29		246				246
30		312				312
31		216				216
32		253				253
33		248				248
34		243				243
35		248				248
36		203	1			204
37		207				207
38		204		1		205
39		173		3		176
40		174		3		177
41		144		5		149
42		136		4		140
43		115		9		124
44		102	1	8		111
45		108	1	12		121
46		101	4	7		112
47		85	2	19		106
48		88	7	16		111
49		96	4	46	2	148
50		83	6	44	5	138
51 		107	6	43	7	163
52		112	1	38	5	156
53		108	7	41	26	182
54		94	2	36	31	163
55		114	1	39	39	193
56		111	1	32	64	208
57		122		19	67	208
58		112	1	24	56	193
59		123	1	22	63	209
計	0	6, 797	46	471	365	7, 679

5 研究職給料表

5 研究職						I
年齢 級	1級	2級	3級	4級	5級	計
22		3				3
23		3				3
24		10				10
25		3				3
26		5				5
27		10				10
28		5				5
29		6				6
30		7				7
31		8				8
32		3				3
33		3				3
34		7	1			8
35		3	4			7
36		1	4			5
37		1	6			7
38		1	4			5
39			3			3
40			8			8
41			5			5
42			7			7
43			1			1
44			3			3
45			3			3
46			5			5
47		1	8			9
48			5	3		8
49			2	1		3
50			4	3		7
51			4	5		9
52			8	4		12
53			2	7		9
54			6	2		8
55			5	7		12
56			6	9	1	16
57			2	5	1	8
58			2	8	1	11
59			3	5	3	11
計	0	80	111	59	6	256

6 医療職給料表(一)

6 医療職給料				ı	1
を 年齢	1級	2級	3級	4級	計
24					
25	2				2
26	2				2
27	4				4
28	2				2
29	2				2
30		1			1
31	1	2			3
32		2			2
33		3			3
34		2			2
35					
36	1	2			3
37		2			2
38					
39			2		2
40		1	1		2
41					
42					
43		1	1		2
44				1	1
45			2		2
46					
47			1		1
48			1		1
49					
50					
51			1		1
52				2	2
53				2	2
54				1	1
55					
56					
57					
58					
59				1	1
60				1	1
61				1	1
62				2	2
63				1	1
64					
= 	14	16	9	12	51

7 医療職給料表口

7 医療職	給料表口			Γ	1	1
年齢 級	1級	2級	3級	4級	5 級	計
20						
21						
22						
23						
24						
25	2					2
26	3					3
27	1					1
28	3					3
29	1	2				3
30	2	2				4
31	1	3				4
32		6				6
33		1				1
34		5				5
35		3				3
36		7				7
37		3				3
38		4				4
39		1	6			7
40			3			3
41		1	2			3
42			4			4
43			5			5
44			1			1
45			1			1
46			2			2
47			2			2
48			4			4
49 50			4 5	1		6
50			5 6	1		6
52			3			3
53			3	2		5 5
53 54			3 2	8		10
55			2	0	1	3
56			3	2		5
57			1		2	3
58			1	1	1	2
59			1	1		1
計	13	38	60	14	4	129
ні	10	50	00	1.4	4	143

8 医療職給料表回

8 医療職 級 年齢	給料表(三) 1 級	2級	3級	4級	5級	計
20						
21						
22	3					3
23	2					2
24	3					3
25	1					1
26	5					5
27	2					2
28	2					2
29		5				5
30		3				3
31	1	3				4
32		1				1
33		5				5
34		5				5
35		3				3
36		1				1
37		2				2
38		3				3
39			1			1
40		1	2			3
41		1	1			2
42						
43			1			1
44						
45			1			1
46		1				1
47			1			1
48		1				1
49			2			2
50						
51			2			2
52			1			1
53			1	1		2
54			1	3		4
55			2	2		4
56			1	2		3
57				2		2
58			2	1		3
59				1		1
計	19	35	19	12	0	85

9 情報職給料表

中部 数 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 計 20 21 22 23 24 4 25 1 26 2 27 1 28 2 29 1 30 31 31 32 1 3 1 3 1 3 3 1 3	9 情報職	稻科衣	1		r	1	r	1	1
20	年齢 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
22 23 24 4 25 1 26 2 27 1 28 2 29 1 30 1 31 32 33 1 36 1 36 1 37 38 39 1 40 1 42 1 43 1 44 3 46 3 47 1 48 49 50 1 51 5 52 5 53 1 56 6 67 1									
23 4 25 1 26 2 27 1 28 2 29 1 30 31 32 1 33 1 36 1 37 38 39 1 40 1 41 1 42 1 43 1 44 3 44 1 45 3 46 1 47 1 1 48 1 49 1 50 1 51 5 53 1 54 1 56 6 57 1	21								
24 4									
25 1 26 2 27 1 28 2 29 1 30 1 31 1 32 1 33 1 36 1 37 38 39 1 40 1 2 41 1 42 1 43 1 44 1 45 3 1 46 4 1 47 1 1 1 49 1 0 50 1 5 53 1 1 54 1 1 1 55 1 56 1 56 57 1 1	23								
26 2 27 1 28 2 29 1 30 1 31 32 33 1 35 1 36 1 37 38 39 1 40 1 41 1 42 1 43 1 44 1 44 1 46 3 47 1 48 1 50 1 51 52 53 1 54 1 55 1 56 57		4							4
26 2 27 1 28 2 29 1 30 1 31 32 33 1 34 1 35 1 36 1 37 38 39 1 40 1 41 1 42 1 43 1 44 1 45 3 46 1 47 1 48 1 50 1 51 52 53 1 54 1 56 57									1
27 1 28 2 29 1 30 31 32 1 33 1 34 1 35 1 36 1 37 38 39 1 40 1 2 41 1 42 1 43 1 44 1 45 3 1 46 3 1 47 1 1 1 48 1 1 1 49 1 1 1 50 1 5 1 55 1 5 1 56 57 1 5	26								2
28 2 29 1 30 1 31 1 32 1 33 1 35 1 36 1 37 38 38 1 39 1 41 1 42 1 43 1 44 1 45 3 46 7 47 1 48 1 49 1 50 1 51 52 53 1 54 1 55 1 56 1 56 1	27								1
29	28								2
30 31 32 33 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 40 1 2 41 42 43 43 44 45 46 47 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	29		1						1
32 1									
32 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 33 34 35 1 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>									
33 1					1				1
34			1						2
35 1 36 1 37 38 39 1 40 1 41 1 42 1 43 1 44 3 46 47 47 1 48 49 50 1 51 52 53 1 54 1 55 1 56 57									
36 37 38 1 39 1 40 1 41 1 42 1 43 1 44 3 46 47 47 1 48 49 50 1 51 52 53 1 54 1 55 1 56 57			1						1
38 1 39 1 40 1 41 1 42 1 43 1 44 3 46 47 47 1 48 1 49 1 50 1 51 52 53 1 54 1 55 1 56 1 56 57	36			1					1
39 1 2 41 1 1 42 1 1 43 1 4 45 3 1 46 1 1 47 1 1 1 48 49 1 1 50 1 5 1 52 1 1 1 53 1 1 1 55 1 1 1 56 57 1 1	37								
39 1 2 41 1 1 42 1 1 43 1 1 45 3 1 46 1 1 47 1 1 1 48 1 1 50 1 5 51 52 1 53 1 1 55 1 1 56 57 1	38		1						1
41 42 1	39								
42 43 44 45 46 47 1 48 49 50 51 52 1 53 1 54 1 55 1 56 57	40		1		2				3
43 44 1	41				1				1
44 45 3 1 46 1 1 1 1 48 1 1 1 1 1 50 1 51 52 1 53 1 53 54 1 55 1 56 57 56 57 57 57 58 58 58 58 58 58 58 58 59	42				1				1
45 3 1 46 1 1 1 1 48 1 1 1 1 50 1 1 1 1 51 52 1 1 1 53 1 1 1 1 1 55 1 56 57 1 <td>43</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td>	43			1					1
46 47 1	44								
47 1	45				3	1			4
48 49 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 57	46								
48 49 1 50 1 51 1 52 1 53 1 54 1 55 1 56 57	47		1		1	1			3
50 51 52 53 54 1 55 56 57									
50 51 52 53 54 1 55 56 57	49				1				1
52 1 53 1 54 1 55 1 56 57	50								1
52 1 53 1 54 1 55 1 56 57	51								
53 54 1 55 56 57						1			1
55 56 57									
55 56 57						1			1
56 57			1						1
57									
						1			1
59以上 2 2					2				4
		10	7	2	14		0	0	40

その5 給料表別、級別平均経験年数

級	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料表											
行 政 職 給 料 表	19.8	3.6	12.1		27.3	32.5	32.8	33.8	32.0		
公 安 職 給 料 表	18.8	3.6	8.5		14.1	21.3	26.0	31.7	30.2	33.2	35.5
教育職給料表口(1)	18.3	29.0	17.3	24.8	31.1	34.4					
教育職給料表回(4)	15.8		13.8	27.3	29.0	33.8					
研 究 職 給 料 表	20.4	_	6.4		23.7	31.8	35.5				
医療職給料表	15.3	4.0	9.5		20.6	32.2					
医療職給料表口	18.0	3.7	9.2		22.9	30.1	32.3				
医療職給料表回	15.7	2.8	11.1		26.0	33.3					
情報職給料表	16.5	3.4	13.6		17.0	20.7	29.6				

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分		学歴別人員	員構成比		性別人員	員構成比
給料表	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全 給 料 🥫	₹ 83.6	4.6	11.8	0.0	57.4	42.6
行 政 職 給 料 🦠	₹ 74.1	7.8	18.1	_	59.9	40.1
公 安 職 給 料 🦠	ē 63.9	4.4	31.7	0.0	88.3	11.7
教育職給料表口(96.4	3.1	0.4	_	49.9	50.1
教育職給料表仨(96.6	3.4	_	_	38.5	61.5
研究職給料	99.6	_	0.4	_	75.0	25.0
医療職給料表	100.0	_	_	_	70.6	29.4
医療職給料表	96.9	3.1	_	_	32.6	67.4
医療職給料表	98.8	1.2	_		3.5	96.5
情報職給料	₹ 97.5	_	2.5	_	90.0	10.0

第3表 職員の給与額

その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額

	給料表	全給料表	行政職	公安職	教育職給料表	教育職給料表	研究職	医療職 給料表	医療職 給料表	医療職 給料表	情報職
項	E .	主和杆衣	給料表	給料表	(二)(口)	(三)(イ)	給料表	和443	和443	(三)	給料表
給	料月額(円)	351,376	340,351	352,692	367,421	349,829	373,215	451,459	349,007	332,959	384,822
給調	料 の 整 額 ^(円)	7,519	477	23	17,170	13,580	3,461	306	4,384	0	0
扶	養 手 当 (円)	9,021	7,321	14,882	8,431	6,709	9,961	8,892	7,802	3,635	7,738
地:	域手当(円)	17,937	20,389	19,990	18,296	14,220	19,023	75,509	14,466	15,289	22,364
小(基	計(円) 準内給与)	385,854	368,537	387,588	411,317	384,337	405,660	536,166	375,659	351,883	414,923
住	居手当(円)	6,919	7,180	3,809	8,414	8,011	8,609	4,931	6,775	7,026	15,325
管手	理職(円)当	4,613	7,103	1,596	3,380	5,501	1,875	11,275	3,217	0	0
そ手	の他の 当 ^(円)	3,779	273	1,539	5,515	5,211	703	288,617	6,977	0	14,250
合(総	計(円) 6与月額)	401,165	383,093	394,532	428,628	403,061	416,847	840,988	392,628	358,908	444,498
対	給 料 (%) 月 額 (%)	102.6	102.2	103.1	101.6	103.1	102.1	102.6	102.4	103.8	_
前年	基 準 内 (%) 給 与	103.2	102.8	103.7	102.3	103.6	102.6	102.4	102.9	104.5	_
比	給 与 (%) 月 額	103.1	102.8	103.7	102.1	103.4	102.6	101.8	103.2	104.5	_

⁽注)1 給料月額には、平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

² その他の手当とは、初任給調整手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、

へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当をいう。

その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額

	学歴	大	:学卒	Ē	高校卒
	区分 人員		平均給料月額	人員	平均給料月額
経験年数		人	円	人	円
1年未満		118	228, 930	18	200, 475
1年以上 2年未満		119	233, 691	18	204, 015
2年以上 3年未満		164	239, 430	29	210, 894
3年以上 4年未満		137	245, 839	27	216, 983
4年以上 5年未満		145	251, 262	15	224, 818
5年以上 6年未満		144	256, 866	38	230, 989
6年以上 7年未満		155	261, 261	23	237, 975
7年以上 8年未満		133	272, 149	22	241, 680
8年以上 9年未満		116	277, 222	35	249, 711
9年以上 10年未満		124	281, 693	20	254, 391
10年以上 11年未満		137	285, 862	23	260, 286
11年以上 12年未満		103	290, 875	12	272, 162
12年以上 13年未満		103	297, 699	19	278, 612
13年以上 14年未満		119	303, 191	10	278, 505
14年以上 15年未満		115	310, 088	13	283, 449
15年以上 16年未満		120	320, 396	11	290, 116
16年以上 17年未満		53	327, 808	6	296, 358
17年以上 18年未満		100	342, 135	6	311,650
18年以上 19年未満		68	351, 583	6	316, 993
19年以上 20年未満		49	356, 849	13	328, 843
20年以上 21年未満		67	360, 021	10	323, 781
21年以上 22年未満		58	372, 662	6	336, 340
22年以上 23年未満		75	374, 917	17	349, 864
23年以上 24年未満		93	385, 145	13	354, 309
24年以上 25年未満		89	385, 406	17	362, 882
25年以上 26年未満		86	391, 513	6	370, 443
26年以上 27年未満		110	395, 394	18	377, 980
27年以上 28年未満		131	396, 524	18	379, 320
28年以上 29年未満		106	405, 643	15	382, 985
29年以上 30年未満		143	405, 000	32	387, 512
30年以上 31年未満		115	412, 082	24	382, 691
31年以上 32年未満		117	415, 482	33	393, 229
32年以上 33年未満		122	414, 967	41	397, 362
33年以上 34年未満		156	414, 470	73	397, 706
34年以上 35年未満		125	416, 345	64	402, 232
35年以上		315	424, 304	283	409, 821
計		4, 230	335, 438	1,034	343, 560

第4表 職員の扶養手当の支給状況

X	給料表	全給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表(二)(口)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表(三)	情報職給料表
受	給 者 数	人 9,481	人 1,999	人 3,126	人 1,582	人 2,561	人 112	人 23	人 48	人 13	人 17
手 1 平	当受給者人当たり均手当月額	円 22,371	円 21,312	円 24,457	円 20,922	円 21,556	円 23,290	円 19,717		円 23,769	円 18,206
扶	配 偶 者	人 4,244	人 879	人 1,814	人 626	人 832	人 56	人 18	人 8	人 1	人 10
養	子	15,399	2,970	5,599	2,394	4,102	177	31	80	24	22
親	上記以外の者	265	60	34	70	97	_	2	1	_	1
族	計	19,731	3,909	7,447	3,090	5,031	56	51	89	25	33
数	うち年齢加算を受ける子	4,165	1,095	1,283	657	1,011	81	6	22	6	4

⁽注)年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。

第5表 職員の地域手当の支給状況

受給者数	給料表 女及び り手当月額	全給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表 (二(口)	教育職給料表	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)	情報職給料表
受給者計	人 数 (人)	22,681	5,703	5,126	3,612	7,679	256	51	129	85	40
文 和 名 司	平均額(円)	17,944	20,421	19,990	18,296	14,220	19,023	75,509	14,466	15,289	22,364
東京都特別区に勤務する者	人 数 (人)	25	23	2			1				-
(支給割合19.5%)	平均額(円)	69,032	68,492	75,243	_	_	_	_	_	_	_
医療職給料表 (一の適用を 受ける者	人 数(人)	51	_	_	_	_	_	51	_	_	_
(支給割合16%)	平均額(円)	75,509	_	_	_	_	_	75,509	_	_	_
大阪府大阪市 に勤務する者	人 数(人)	5	4	1	_	_	_	_	_	_	_
(支給割15.5%)	平均額(円)	58,384	56,907	64,292	_	_	_	_	_	_	_
広 島 市に勤務する者	人 数(人)	7,099	3,386	2,567	949	50	90	_	9	21	27
(支給割合 7.0%)	平均額(円)	26,087	25,008	26,580	28,412	28,505	27,872	_	25,938	24,342	23,793
安芸郡府中町に勤務する者	人 数(人)	263	13	_	43	203	1	_	2	_	1
(支給割合 6.0%)	平均額(円)	23,299	21,674	_	24,451	23,169	19,509	_	21,864	_	28,003
広島市及び町 安芸郡府島県 を除く広島内の地域	人 数 (人)	15,231	2,274	2,553	2,619	7,426	165	_	118	64	12
に勤務する者 (支給割合3.7%)	平均額(円)	13,762	13,047	13,267	14,532	13,879	14,194	_	13,465	12,318	18,679
上記以外の地域に	人 数(人)	7	3	3	1	_	_	_	_	_	_
勤務する者	平均額(円)	27,846	9,574	52,036	10,093	_	_	_	_	_	_

第6表 職員の住居手当の支給状況

区	給料表	全給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表 (二(中)	教育職給料表 (三(イ)	研究職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表 (二)	医療職給料表 (三)	情報職給料表
受	給 者 数	人 6,003	人 1,559	人 703	人 1,174	人 2,393	人 86	人 9	人 34	人 22	人 23
	手当月額11,000円以下の受給者	18	2	2	5	7	1	ı	1	1	_
	手当月額11,100円以上 28,000円未満の受給者	2,827	627	279	579	1,279	38	1	12	6	6
	手 当 月 額 28,000 円 の 受 給 者	3,158	930	422	590	1,107	47	8	21	16	17
手	当受給者1人当たり 均 手 当 月 額	円 26,069	円 26,220	円 26,413	円 25,888	円 25,707	円 25,627	円 27,944	円 25,706	円 27,145	円 26,652

配偶者等の居住する	受 給 者 数	人 16	人 3	人 13	人 -						
	1 人 当 た り	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	平均手当月額	13,963	14,000	13,954	一	一	一	一	一	一	一

第7表 職員の管理職手当の支給状況

区	給料表	全給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職 給料表 (二)(n)	教育職給料表(三(イ)	研究職給料表	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)	情報職給料表
受	給 者 数	人 1,773	人 588	人 109	人 235	人 824	人 6	人 5	人 7	人 一	人 —
1 .	当 受 給 者 人 当 た り 肉 手 当 月 額	円 59,103	円 69,192	円 75,046	円 51,957	円 51,268	円 80,000	円 115,000	円 59,286	円 一	円 一
支	1 種(本庁局長)	15	14	_	_	_	_	1	_	_	_
	2 種(本庁部長)	102	67	32	_	_	_	3	_	_	_
給	3 種(本庁課長)	348	253	41	20	23	6	1	4	_	_
区	4 種(本庁担当監)	649	53	36	114	443	_	_	3	_	_
	5 種 (学校総括事務長)	564	105	_	101	358	_	_	_	_	_
分	6 種(学校事務長)	96	96	_	_	_	_	_	_	_	_
手当	当が支給される	る主な職	局長, 部長, 課長, 担当監	警察本部 参事官,課長 次席 警察署 署長,副署長 次長	高等学校 特別支援学校 校長, 教頭	小·中学校 校長,教頭	総合技術研究所 センター長	本庁 局長 地方機関 所長	畜産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長		

⁽注) 支給区分欄の()内は,各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

受給者数	手当受給者 一人当たり 平均手当月額
人	円
328	34, 317

(受給者数の内訳)

		職員の) 住居と	配偶者	の住居	との間	の交通	距離		
100km未満	100km以上	300km以上	500km以上	700km以上	900km以上	1,100km以上	1,300km以上	1,500 km以上	2,000km以上	2,500km以上
TOOKIII不何	300km未満	500km未満	700km未満	900km未満	1,100km未満	1,300km未満	1,500km未満	2,000km未満	2,500km未満	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
222	83	6	1	1	15	-	_	_	_	_

第9表 職員の通勤手当の支給状況

	給料表 数及び 平 均 手当月額	全給料表	行政職給料表	公安職給料表	教育職給料表(二)(中)	教育職給料表(三)(イ)	研究職給料表	医療職給料表	医療職給料表(二)	医療職給料表 (三)	情報職給料表
三 公 耂 弘	人 数 (人)	19, 926	4, 757	3, 798	3, 510	7, 412	222	15	116	74	22
受給者計	平均額(円)	15, 236	20, 533	9, 241	18, 019	12, 944	23, 197	11, 452	34, 130	26, 088	18, 653
交通機関等	人 数 (人)	4, 408	2, 627	1, 213	215	203	58	7	37	33	15
の み を 利用する者 	平均額(円)	18, 788	20, 257	12, 318	26, 188	24, 272	27, 071	18, 412	38, 419	22, 817	15, 402
交通用具	人数(人)	13, 261	1, 579	2, 298	2, 715	6, 472	116	7	47	23	4
のみを使用する者	平均額(円)	8, 000	7, 968	5, 116	9, 110	8, 549	7, 695	5, 129	11, 934	8, 091	2, 000
交通機関等と交通	人 数 (人)	2, 257	551	287	580	737	48	1	32	18	3
用具を併用する者	平均額(円)	50, 809	57, 855	29, 256	56, 694	48, 419	55, 982	7, 000	61, 771	55, 081	57, 110
駐車料金	人 数 (人)	273	130	34	38	61	6	_	2	1	1
に係る	平均額(円)	2, 210	2, 351	1, 114	2, 454	2, 336	2, 129	_	2, 875	2, 750	2, 750
自動車を	人数(人)	178	95	6	29	39	5	_	2	1	1
駐車する 者 	平均額(円)	2, 771	2, 784	2, 625	2, 804	2, 812	2, 155	_	2, 875	2, 750	2, 750
自転車等を駐車す	人 数 (人)	95	35	28	9	22	1	_	-	_	_
	平均額(円)	1, 158	1, 176	790	1, 328	1, 491	2,000	_	_	_	_

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1 2					236	59 8	14 1
3 4		1		1	26 12	3 2	
5		111		÷		_	
7 8		41 4	2				
9	15	84	2				
10 11		11 24	1				
12 13	1 18	11 95	3				
14 15		8 32	5 8				
16 17	1 26	22 72	6 6	1			
18 19	3 4	8 27	5 12				
20 21	2 25	18 72	7 10				
22		16	16				
23 24	2 2	24 6	11 9				
25 26	9	50 14	10 13	3			
27 28	9	20 20	16 8	4 1			
29 30	120 3	23 51	23 9	1 2 4			
31 32	34 5	10 21	43 14	4 3			
33 34	113 4	21 26	27 8	7 6			
35 36	21 9	47 9	38 8	8 26			
37 38	155 5	18 18	28 10	25 34			
39 40	22 7	18 43	29 10	69 48			
41 42	112	9	29 15	47 35			
43 44	35	10 5	22 9	40 34			
45	11 108	16	33	32			
46 47	14 27	3	5 22	25 28			
48 49	15 112	1 3	11 23	22 31			
50 51	7 43	4	10 25	27 36			
52 53	12 111 8	4	12 33	18 23 20			
53 54 55	8 21 12	4 4 2 1	33 13 33 6	13			
56 57 58 59 60	12 4	1	35	11 10			
58 59	1	2	8 35	12 7			
60 61		2 1 2	7 48	8			
62 63		1 4	10 43	7 4			
64 65 66		2	17 37	2			
66 67		2 1 1 3	12	1 2 2			
67 68		3	35 13	2			
69 70 71 72 73 74 75 76		1	39 25	1 3			
72		1 1	44 12	1			
73 74		1	49 21	14			
75 76			36 32				
77 78	1	1	22 25 27				
78 79 80		1	27 18				

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
81 82		2	44				
82			23				
83			41				
84 85		1	28				
85		1	45				
86			45				
87		1	25				
88 89		1	29				
89			26 25 55				
90		2	25				
91			55				
92			19				
93			46				
94			15				
95			67				
96 97			36				
97			158				
98		1					
99							
100 101							
101							
102		2					
103							
104							
105							
106 107		1					
107		1					
108							
109		6					
計	1, 278	1, 224	2, 082	767	274	72	15
					合計	·人員	5, 712
							-,

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。また、該当人員が 0 人の号給は空欄とした(以下第10表の各表において同じ。)。

その2 公安職給料表

号給級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1 2	_								
3 4							1		
5							1		26 3
6 7	24								3 1
<u>8</u> 9	1		1				1		
10 11	1 10								
12	1		1						
13 14	30		1						
15 16	13 3			1					
17 18	20 5		6	3					
19	7		0	3					
20 21	3 29		2 2	2					
22 23	2 69		1	2	2				
24 25	4 29	2 71	11	1 4					
26 27	3 10	4 13	1 6	2			1		
28	4	11		1			1 1		
29 30	103 4	82 7	13 2 4	2 1	1 1		1	6 1	
31 32	16 10	15 16	4 2	4 2	1	1	1 1	5 5	
33 34	3	84 2	20	7 1	1	1 1	1	2	
35	3	21	5	2	1	1	1	2 2	
36 37	2	14 71	2 75	4 27	4 11	1	1 4	1	
38 39	2	4 21	8 25	10 9	6 12	$\frac{1}{2}$	2 3	3	
40		13 59	19 73	16 29	9 19		3 10	2	
42 43	1	5 17	11	20	13 20		6 10	-	
44	1	13	25 17	30 11	16	1	8		
45 46	4 1	48 8	72 9	31 11	13 7	2 1	10 8		
47 48	1	22 11	24 18	29 16	26 22	4	9		
49 50		2	64 18	48 40	21 10	6	6 9		
51	,	1	27	44	20	2	10		
52 53 54	1	1 1	17 66	29 41	16 22	1	8 12 3		
55	2		14 28 23	34 43	24 30	1 2 3 3	3 4 5		
56 57		1 1	23 20	37 46	21 19	3	7		
58 59		1	16 19	31 62	21 24	1	8		
60 61			15 15 35	32 55	20 24	2 2	9		
61 62 63		1	13	33	18	1	11 4		
64		1	9 10	52 30	24 16	2 5	10 7		
65 66			27 16	31 27	26 19	2 3 5	4		
67 68		1	11 15	49 30	26 12	5 4	8 5 2		
69		1	13	31 23	22 20	11	1 5		
69 70 71 72 73				36	20 19 16	4 7 7	5 2 3		
72 73				26 28	17	15	3 11		
74 75				14 25	11 14	5 19			
74 75 76 77				14 33	17 13	3			
78				19	14	9 22			
78 79 80				21 19	8 11	22 9			

是 於 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
ク和	1 7校	△ 形文	3 秋	4 形文 31	3 形文 10	10	7 形文	0 700	9 秋
81 82				31 19	7	4			
83				22	7	6			
84				17	2	6			
85				20	9	30			
86				16					
87				19					
88 89				14					
89 90				15 7					
91				11					
92				11					
93				10					
94		1		4					
95				7					
96				12					
97 98				7 7					
99				5				ĺ	
100				3				ĺ	
101				10					
102				5				ĺ	
103				5				ĺ	
104				1 1 4					
105 106				14 3				ĺ	
107				8					
108				7					
109				12					
110				4					
111				12					
112				4					
113				7					
114 115				5 7					
116				3					
117				11					
118									
119				3 8 5					
120				5					
121				6					
122 123									
123									
125									
126								ĺ	
127								ĺ	
128									
129								ĺ	
130 131								ĺ	
131								ĺ	
133									
134								ĺ	
135								ĺ	
134 135 136 137 138 139 140 141 142 143									
137								ĺ	
138 120								ĺ	
140								ĺ	
141									
142								ĺ	
143								ĺ	
144 145									
145									
計	422	646	919	1, 762	815	246	256	30	30
							合計	·人員	5, 126
							ЦП	/ \	0, 140

その3 教育職給料表口(ロ)

号給級	1級	2級	特2級	3級	4級
1 2					
3 4					
5		52			
6 7		7			
8 9		1 65			1
10		1			1 3 3
11 12		9			3 3
12 13 14		70			6 10
15		7			3
16 17		2 63			<u>4</u> 12
18 19		2 9			5 5
20		2			5
21 22 23		70 4			10
23 24		19 8		1	
24 25		73			
26 27		3 25			
28 29		8 67			
30 31		5 19		1	
32		4			
33 34		52 4		1 1	
35 36		29 11	2		
37		58	1	1	
38 39		3 30	2	1	
40 41		6 66	2	1 2	
42		3	2	5	
43 44		31 9	1 1	9 2	
45 46		67 8		4 5	
47		40	2	7	
48 49		12 57	1 3	9	
50 51		8 57	3	7 6	
52		11	3	4	
53 54		5	9	8 1	
55 56		64 5 33 8		4 3	
56 57 58 59		65 9	3	1 5 3 3	
59		41 11	1	3	
60 61		64	2	11	
62 63		8 44	3		
64 65		9 59	2		
64 65 66 67 68		7			
67 68		40 14	2		
69 70		38 15	1 2 5		
69 70 71 72 73 74 75 76		45	5		
73		11 35	2		
74 75		8 36	4 3		
76		10	2 4 3 2 3		
77 78		30 9 37	1		
78 79 80		37 6	1 5		

号給 級	1級	2級	特2級	3級	4級
号紹 81	1 ////	28	10 2 hx	3 /lyX	4 ///
82		7	1		
83		27	1 3		
84		12	1		
85		30	0		
86 87		8 26	3 2		
88		7	2		
89		19			
90		15	2 2		
91		22	2		
92		20	1		
93 94		21 12	1		
95		23	3		
96		12	1		
97		19			
98		16	1		
99		25	1		
100 101		16 25			
101		25 15			
103		28			
104		18			
105		18			
106 107		11			
107		20 16			
108		22			
110		13			
111		27			
112		19			
113		19			
114 115		14 24			
116		14			
117		23			
118		11			
119		26			
120 121		15 26			
121		16			
123		14			
124		17			
125		19			
126		18			
127		19			
128 129	1	13 31			
130	1	22			
131		51			
132		43			
133		55			
133 134 135 136 137		40 48			
136		46 48			
137		48 48			
138 139		43 28			
139		28			
140		24 16			
141 142		16 11			
142		6			
144					
145 146		11			
146					
147					
148					
149 150 151					
151					
152					
153					
計	1	3, 331	93	117	70
				合計人員	3, 612
				口可八貝	3,012

その4 教育職給料表(三(イ)

号給 級	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2 3					
<u>4</u> 5					8 13
6					34
7 8		2			34 27 23
9					30
10 11		2			21 30
12					27
13 14					25 20
15		1			17
16 17		253			19 8
18 19		13			14 9
20		4		1	9
21 22		270 3		1	31
23		13		1	
24		9 268			
24 25 26 27					
27 28		22 9	1	$\begin{array}{c} 1 \\ 2 \end{array}$	
28 29		271		1	
30 31		33			
32 33		9 217		2	
34		5		1	
35 36		38 10		2	
37 38		227		1	
39		5 51		3	
40 41		6 228		2 4	
42 43		3		4	
43 44		51 10		3 1	
45		171		1	
46 47		9 65		2 5	
48		16		4	
49 50		184 9		2 6	
50 51		9 83		6 2	
53		144		5	
54 55		9 66		5 7	
52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80		12 144 9 66 11		1 5 5 7 3 3 9 12 17	
57 58		143		3 9	
59 60		143 8 82 18	1	12	
61		135		13	
62 63		17 87 22 118 11 77 26 149 8 86 23	2	22 12	
64		22		14	
65 66		118	2	23 20	
67		77	2 1	14 23 20 21 26 12	
69		26 149		26 12	
70 71		8	2	16 20 17	
72		23	3	20 17	
73 74		97	4	16	
74 75		20 59 25	4	19 10 18	
76 77		25	4 1 2	18 18	
78		104 26 62 28	2 2 1 2	12	
79 80		62 28	$\frac{1}{2}$	12 14 10	
OU		20	۷	10	

81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98		91 18 68 23 64 26 61 22 63 17 49 20 67 12 53 25	3 1 1 2 1 2 1	22	
84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99		68 23 64 26 61 22 63 17 49 20 67 12 53 25	1 2 1 2 1		
84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99		23 64 26 61 22 63 17 49 20 67 12 53 25	2 1 2 1		
85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98		64 26 61 22 63 17 49 20 67 12 53 25	1 2 1		
87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99		61 22 63 17 49 20 67 12 53 25	1		
88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99		22 63 17 49 20 67 12 53 25	1		
89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99		63 17 49 20 67 12 53 25	1		
90 91 92 93 94 95 96 97 98 99		17 49 20 67 12 53 25			
92 93 94 95 96 97 98 99		20 67 12 53 25 58	1		
93 94 95 96 97 98 99		67 12 53 25 58			
94 95 96 97 98 99		12 53 25 58			·
95 96 97 98 99		53 25 58			
96 97 98 99		58			
98 99					
99		17	1		
0.0		17 49	1 1		
100		26	1		
101		45	1		
102		17			
103 104		33 17	1		
105		47			
106		21			
107		39			
108 109		25 33			
110		24			
111		38			
112		16			
113 114		39 18			
115		28			
116		16			
117		35			
118		22 27			
119 120		21			
121		34			
122		24			
123		30			
124 125		19 29			
126		17			
127		34			
128		22 27			
129 130		27			
131		20			
132		30 20 30 35			
133		35			
134		11			
136		11 26 36			
131 132 133 134 135 136 137 138 139		16			
138		16 23 30			
139		30			
141		20 37			
142		35			
143		35 45 54			
144		54			
140		58 71			
147		68 60			
148		60			
149		62			
150 151		39 45			
152		21			
153		21 20			
154		14			
155 156		14 4 2			
140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157		16			
計	0	6, 797	46	471	365
ΗΙ	U	0, 131	10	合計人員	7, 679

その5 研究職給料表

号給 級	1級	2級	3級	4級	5 級
1 2 3 4					
<u>4</u> 5		3			
5 6		Ü			3 3
7 8					3
8 9 10		3			
11		1			
13		10	1		
14 15			1 5 2		
16		3			
18		3	3		
19 20			3		
21		5 1			
23		1 2	4		
24 25		6			
26 27		2	5		
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51			2		
29 30		7			
31 32			2 1	2 1	
33		3	2	3	
34 35		1	1 3	3 2 8	
36 37		1 7	1	1 2	
38			6	2 1 5 3	
40		1	0	3	
41 42		4		3 1	
43 44		1	1	1 3 1	
45		2	1	1	
46 47		1	1	1	
48 49		2	1	1 2	
50 51		2 1 1	1 2	2 3 1 1	
52			2	1	
53 54		6		2 1	
55 56		1 2	1	1	
57		2		9	
58 59			1		
53 54 55 56 57 58 59 60			1 1		
62 63			2		
64			4		
65 66		1	3		
67 68			2		
64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77			1		
70 71			1 2 2		
72 73			2		
74			3		
75 76					
77 78			1		
79			1 2		
80			2		l

号給級	1級	2級	3級	4級	5 級
			35		
81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96					
83					
84					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94 05					
96					
97					
98					
99					
98 99 100					
101					
102 103					
103					
104 105					
106					
106 107					
108 109		1			
109					
110 111					
111					
112 113					
113 114					
114					
116					
116 117					
118					
119					
120 121					
121					
計	0	80	111	59	6
			合計人員	256	

その6 医療職給料表(一)

号給級	1級	2級	3級	4級
1 2 3		1		
3 4				
5 6		8		5
7				2
<u>8</u> 9	4	<u> </u>	1	5
10	1	1	1	
11 12				
12 13 14	2	1		
15 16 17				
17	4	1		
18 19			1	
20 21				
22 23		1	1	
18 19 20 21 22 23 24 25	2		1	
25 26 27	2	1		
27 28				
28 29 30 31 32	2			
31			1	
33 34				
34 35 36			1	
36 37				
37 38 39			1	
40				
41 42			1	
43 44 45				
45 46				
46 47			1	
48 49				
50 51 52				
52 53				
54 55			1	
56			1	
57 58				
53 54 55 56 57 58 59 60 61				
61 62				
62 63				
65				
66 67				
68 69				
70 71				
72				
73 74				
75 76				
64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80				
78 79				
80				

号給 級	1級	2級	3級	4級
81 82				
83 84 85				
計	14	16	9	12
			合計人員	51

その7 医療職給料表口

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級
1 2 3					
4 5 6					
7			1		
8 9					
10					
11 12					1
12 13 14		2	1		1
15					1
16 17					1
18 19		2			
20		1	3		
22		1 2 2			
18 19 20 21 22 23 24 25		1	1		
25 26 27			2 1		
27 28		3			
28 29 30		1	2		
30 31 32	1	3		_	
33			1 2	1	
34		3	2 1 2 2	1 1	
35 36		1 1	2	1	
37 38 39		1	2	1	
40		2	1	3	
41 42	2 2 1	1 2		1	
43	1	1 1	1 2	1 1	
44 45 46	1		ű		
47		2		1	
48 49	1	<u>1</u> 3			
50 51	2		1	1	
52	_			1	
54 54			1	1	
53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63	1				
57 58	2		1		
59 60		2	1		
61			1		
63			2 2		
64 65					
66 67			1 3		
68					
70			2		
71 72			1		
73 74					
75 76			2 1		
77					
64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80			2		
80					

号給 級	1級	2級	3級	4級	5 級
81 82 83					
82			1		
83			0		
84 85 86 87			2 2 2 2 1		
85 86			2		
87			1		
88			1		
88 89			3		
90					
91					
92					
93					
94					
95 06					
91 92 93 94 95 96					
97					
98 99					
100					
100 101 102 103 104 105 106 107					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108 109					
110					
111					
111 112					
113					
114					
115					
113 114 115 116 117 118 119 120					
117					
110 110					
120					
121					
122 123					
123					
124 125					
125					
計	13	38	60	14	4
			合計人員	129	

-34-

その8 医療職給料表(三)

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級
1 2 3 4					
<u>4</u> 5					
5 6					
8					
7 8 9 10 11					
11					
12 13 14					
14		$\begin{matrix} 1 \\ 4 \end{matrix}$	1		
15 16 17					
17 18		1			
19		3			
20					
22 23		2 2	2		
18 19 20 21 22 23 24 25		2	2		
25 26 27			2		
27 28		2	1		
28 29 30 31 32			1		
30 31	3	1 6			
32		1			
34			1		
35 36	2	2		1 1	
37	1	1			
39	2			2	
33 34 35 36 37 38 39 40 41 42		2		2 1 2	
42	9			1	
43 44 45	2 1			2	
45 46		1	1	1	
46 47	4			1	
48 49					
50	1	1 1			
51 52 53					
54					
53 54 55 56 57 58 59 60	2	1			
57 58	1				
59					
60					
62 63					
64		1			
65 66					
64 65 66 67 68		1	1		
69			1		
70 71		1			
72					
74 			1		
75 76					
69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80					
78 79					
80					

号給 級	1級	2級	3級	4級	5 級
	2 100	= 102	3 702	1/10/4	5 NOV
81 82 83 84					
84 85			1		
85 86 87			1 1		
88 89			1		
89 90			4		
90 91 92					
93					
94 95					
96 97					
98 99					
100					
101 102					
103					
104 105					
106 107					
108 109					
110 111					
112					
113 114					
115 116					
117					
118 119					
120 121					
122 123					
123 124 125					
126					
127					
128 129					
130 131					
132 133					
133 134 135					
136 137					
138					
139					
140 141					
142 143					
144 145					
146 147					
148					
		\bigcap			
$// \setminus$		$\setminus \setminus / \setminus \setminus$		$\backslash / / \backslash$	
/ \	[/ \	\			[/ \
165					
165 166 167					
168 169					
計 計	19	35	19	12	0
	-		-	合計人員	85

その9 情報職給料表

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
				14	7		
1 2 3 4							
5 6 7		1	1				
7							
8 9 10							
11							
12 13 14							
15 16							
15 16 17 18 19 20 21							
18 19							
20		1					
22 23							
24 25							
26 27		1					
24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41			1				
30 31		1					
32	1						
34 35	-	1					
36	4						
38	I						
40		1					
41 42							
42 43 44	1						
45 46	1						
47 48							
49 50	3						
51 52							
53 54	1	1					
55 56							
57 58							
48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 80 80 80 80 80 80 80 80 80 8							
61 62							
63 64							
65 66							
67 68							
69 70							
71 72							
73 74							
75 76							
77							
78 79							
80							

号給 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
81 82 83							
82							
83							
84 85 86							
85							
86							
87							
88 89							
90							
91							
92							
93							
94							
94 95							
96 97							
97							
98 99							
99							
100 101							
101							
102 103							
103							
104							
105							
105 106 107							
108							
109							
計	10	7	2	14	7	0	0
						合計人員	40

第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布

号 給	人	員
1		
2		2
3		
4		1
5		1
6		
7		1
	適用職員数	5人

第12表 60歳超職員の給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

区分	合計			級別	別人員分	介				年齢	別人員	分布	
給料表		1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	309	_	194		115 (115)	ı	_		115 (115)	77	56	45	16
公安職給料表	75	_			3	46 (2)	9 (8)	17 (17)	27 (27)	13	13	10	12
教育職給料表(二)(巾)	456	_	412 (123)	2 (1)	16 (11)	26 (15)			150 (150)	93	87	73	53
教育職給料表(三)(イ)	500	_	406 (121)	_	11 (8)	83 (35)			166 (164)	116	88	68	62
研究職給料表	13	_	6		8 (7)	_	_		7 (7)	4	2	_	_
医療職給料表口	8	_	4		4 (4)	_	_		4 (4)	2	1	1	_
医療職給料表(三)	4	_	3		1 (1)		_		1 (1)	1	1	1	_

⁽注) フルタイム勤務職員の勤務時間は、週38時間45分

その2 短時間勤務職員

区分	合計		級	引人員分	分 布			年齢	別人員	分布	
給料表		1級	2級	特2級	3級	4級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行 政 職 給 料 表	130		130				7	22	22	19	60
	(5)		(5)				•	(2)	(2)	10	(1)
公 安 職 給 料 表	20 (20)	_	_		1	19	9	6	1	2	2
	136	3	133				11	28	26	32	39
教育職給料表口(1)	(136)	(3)	(133)	_	_		(11)	(25)	(26)	(32)	(39)
教育職給料表回(イ)	228		228				31	50	47	47	53
教育職和科衣(二(1)	(228)		(228)				(31)	(50)	(47)	(47)	(53)
研究職給料表	13 (1)	_	13 (1)				0	6	4	2 (1)	1
医療職給料表口	3	_	3		_	_	1		_	1	1
医療職給料表回	7	_	7		_	_	_	1	1	1	4

⁽注) 表中の数値は、フルタイムの 3/4 勤務職員(4 週間の勤務時間が116時間15分の職員)及びフルタイムの 1/2 勤務職員(2 週間の勤務時間が38時間45分の職員)の合計人数で、()内は、その内フルタイムの 1/2 勤務職員数を表す。

⁽⁾内は、その内定年延長者数を表す。

2 民間給与等関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本人事委員会、人事院及び広島市人事委員会等

(3) 調査の対象

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所

1,348事業所

イ 調査対象職種

76職種(行政職相当職種22職種、その他の職種54職種)

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

(3)アに記載した1,348事業所を、組織、企業規模、産業等により32層に層化し、これらの層から337事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

(5) 調査事項

ア 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

イ 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

(6) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 企業規模別調查事業所数

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

区分	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
調査	対 象 事 業 所	1,348	587	572	189
抽	出 事 業 所	337	158	137	42
調査	事業所(産業計)	280	141	111	28
農	業、林業、漁業	0	0	0	0
鉱砂	業 、 採 五 業 利 採 取 業 、 建 設 業	22	16	3	3
製	造業	118	55	55	8
	、・ガス・熱供給・水道業、 と通信業、運輸業、郵便業	53	27	18	8
卸	売 業 、 小 売 業	28	21	5	2
金 不 !	融 業 、 保 険 業 、 助 産 業 、 物 品 賃 貸 業	9	5	4	0
	育 、学 習 支 援 業 、 寮、福祉、サービス業	50	17	26	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が53所あった。
 - 2 調査対象事業所337所から企業規模,事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を 除いた333所に占める調査完了事業所280所の割合(調査完了率)は、84.1%である。
 - 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
 - ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、調査前の企業規模により計上している。
 - 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

その2 地域別、企業規模別調査事業所数

区	企業規模 分	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
調	査事業所(地域計)	280	141	111	28
	広 島 市	141	81	49	11
	上記を除く県内の市	123	51	58	14
	県 内 の 町	16	9	4	3

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種	学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
		円	円	円	円
	大学卒	232,928	238,355	219,268	230,981
新卒事務員•技術者計	短大卒	211,172	214,890	202,136	_
	高 校 卒	200,548	201,425	197,033	※ 191,901
	大学卒	228,998	233,940	218,126	※ 234,175
新卒事務員	短 大 卒	203,753	199,932	※ 207,949	_
	高 校 卒	191,251	192,441	189,656	※ 189,167
	大学卒	239,268	244,788	221,680	※ 224,080
新 卒 技 術 者	短大卒	214,537	219,371	※ 196,080	_
	高 校 卒	201,892	202,318	199,765	※ 193,694
新卒大学助教	大 学 卒	_	_	_	_
新卒高等学校教諭	大学卒	※ 248,023	_	※ 248,023	_
新 卒 研 究 員	大学卒	_	_	_	_
新卒研究員補助	短大卒	_	_	_	_
初午初九貝冊功	高 校 卒	_	_	_	
準 新 卒 医 師	大学卒	※ 321,300	※ 321,300	_	
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 218,700	※ 218,700	_	_
準新卒診療放射線技師	短 大 卒	_	_	_	_
新卒栄養士	短 大 卒	_	_	_	_
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	212,271	213,819	※ 195,700	_
準新卒准看護師	養成所卒	_	_	_	_

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の 平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 - 2 「準新卒」とは、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までの間に採用された場合をいう。 なお、医師については、令和4年3月大学卒業後、令和4年度中に免許を取得し、2年間の臨床 研修を修了した後、令和7年4月までの間に採用された者に限っている。
 - 3 「※」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第15表 民間における初任給の改定状況

	項目	新規学卒者の		切任給の改定状況	兄	新規学卒者の
学歴	企業規模	採用あり	増 額	据置き	減 額	採用なし
	規 模 計 (100人以上)	30.5	(80.5)	(19.5)	% —	% 69.5
大学	500人以上	25.5	(83.9)	(16.1)	_	74.5
卒	100人以上 500人未満	36.5	(77.6)	(22.4)		63.5
	【参考】 50人以上 100人未満	36.4	(81.4)	(18.6)		63.6
	規 模 計 (100人以上)	21.3	(79.8)	(20.2)		78.7
高校	500人以上	20.8	(80.0)	(20.0)		79.2
卒	100人以上 500人未満	22.0	(79.6)	(20.4)	_	78.0
	【参考】 50人以上 100人未満	25.7	(73.6)	(26.4)	_	74.3

⁽注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。

^{2 ()}内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

³ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種 1 企業規模計(100人以上)

_	1 企業規模計(100人以上)								
		調	査	平均		年4月分平均	文紿頟		
	職種名	l ., ,		,	きまって支給	うち、吐眼みエル	(A-B)	備考	
		実 人	員	年 齢	する給与 (A)	時間外手当 (B)	` _ /		
		<u> </u>	Ţ	歳	(A)	(B)	円		
	支 店 長		人 23	^{辰文} 53.7	906,483	10,109	896,374	構成員50人以上の	
	大学卒		18	53.1	942,917	0	942,917	支店(社)の長	
	短大卒		ΤΩ	99.1	344,311 _	_	344,311 _	(取締役兼任者を除く。)	
	高校卒		5	55.6	786,382	43,430	742,952		
	中学卒		_ J	JJ.0 -	100,302	40,400	144,304		
					_				
	工場長		19	54.8	806,877	15,402	791,475	構成員50人以上の 工場の長	
	大学卒]	14	55.4	817,017	6,723	810,294	(取締役兼任者を除く。)	
	短大卒		X	X	X	X	X		
	高校卒		4	52.7	745,928	44,644	701,284		
事	中学卒		-	_	_	_	_		
尹	事務部長	49	91	52.9	683,525	4,041	679,484		
	大学卒	41		52.6	696,332	4,450	691,882	≻2課以上又は	
務	短大卒		31	53.6	579,917	797	579,120	構成員20人以上 の部の長	
	高校卒		14	54.8	629,946	2,517	627,429	職能資格等が上記	
	中学卒		X	X X	025,540 X	2,011 X	021,125 X	部の長と同等と認め	
•	, , ,							られる部の長及び 部長級専門職	
	技術部長	31		54.3	710,821	3,445	707,376	(取締役兼任者を除く。)	
技	大学卒	25		54.4	726,701	3,801	722,900		
1X	短大卒		17	53.0	676,560	904	675,656		
	高校卒	4	19	54.8	643,328	2,597	640,731		
術	中学卒		-	_	_	_	_	ر 	
	事務部次長	Ç	96	51.6	616,867	16,665	600,202		
日日	大学卒	7	76	51.0	636,122	19,887	616,235	→ 上記部長に事故 等のあるときの	
関	短大卒		6	51.7	562,255	1,870	560,385	職務代行者	
	高校卒	1	14	54.3	542,896	5,976	536,920	職能資格等が	
係	中学卒		-	_	_	_	_	上記部の次長と 同等と認められる	
	技術部次長	(99	52.7	665,073	2,317	662,756	部の次長及び	
	大学卒			52.7 52.7	687,206		686,380	部次長級専門職 中間職(部長-	
職	短大卒		33	52.7 53.2	725,250	826 48,567	676,683	課長間)	
	超大平 高校卒	,	ა 13	53.2 52.9	518,134	48,567 52	518,082		
種	中学卒		_	52.9	510,154	9Z -	510,002	J	
7里									
	事務課長	99		49.1	606,320	17,099	589,221	> OKILL TH	
	大学卒		76	48.4	604,615	14,343	590,272		
	短大卒		32	50.6	539,975	8,753	531,222	の課の長	
	高校卒	15		52.2	642,639	34,137	608,502	職能資格等が上記 課の長と同等と認め	
	中学卒		2	48.2	452,403	280	452,123	られる課の長及び	
	技術課長	88	32	49.8	639,030	11,659	627,371	課長級専門職	
	大学卒	64		49.6	646,238	10,184	636,054		
	短大卒		33	50.8	653,439	20,395	633,044		
	高校卒		53	50.6	598,383	13,274	585,109		
	中学卒		_	-	-	-	- 000,100	J	
	1 1	I							

⁽注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す(以下2から4において同じ。)。

			調査	平	均	令和7	年4月分平均	支給額		
	職	種	名	前 重	1	1-1	きまって支給	うち	(A-B)	備考
	144	135	^H	実 人 員	年	齢	する給与	時間外手当	(11 B)	ν ι α ζ
-				人		歳	(A) 円	(B) 円	円	
	事系	答課	長代理	290	46		524,765	52,046	472,719	前記課長に事故等
	3 3) ,	大学卒	206	45		527,134	50,926	476,208	のあるときの職務代行者
			短大卒	41	50		452,435	48,810	403,625	課長に直属し部下
			高校卒	42	49		588,996	62,091	526,905	に係長等の役職者 を有する者
			中学卒	X	10	X	X	x	X	課長に直属し部下
	七七分	民部	長代理		1.0	0	C24 947	FO 670	F7F F60	4人以上を有する者 職能資格等が上記
	127	竹床	大学卒	146 117	46 45		634,247 648,941	58,678 65,693	575,569 583,258	課長代理と同等と 認められる課長代理
			短大卒	111	51		588,553	65,683 8,360	580,193	及び課長代理級専
			高校卒	22	50		547,142	27,773	519,369	門職 中間職(課長-
			中学卒] 50	.9	547,142	21,113	519,509	係長間)
事		→/ ·								
	事	務	係長	787	45		464,149	59,253	404,896	- 係の長及び
務			大学卒	500	42		453,435	59,856	393,579	係長級専門職
477			短大卒	103	48		439,041	49,648	389,393	
			高校卒	180	49		502,700	62,113	440,587	
•			中学卒	4	50	.2	473,740	61,074	412,666	
	技	術	係 長	527	44	.9	540,906	104,665	436,241	
4-4-			大学卒	288	43	.2	525,409	98,231	427,178	
技			短大卒	56	45	.5	572,840	128,059	444,781	
			高校卒	179	47	.6	560,965	109,633	451,332	
術			中学卒	4	52	.5	406,413	44,714	361,699	J
	事	務	主 任	758	42	.4	407,280	45,747	361,533	係長等のいる事業
	,	~~	大学卒	554	40		410,164	47,999	362,165	→ 所における主任 係長等のいない事
関			短大卒	96	48		401,034	28,782	372,252	業所における主任
			高校卒	105	47	.5	396,718	50,530	346,188	のうち、課長代理以 上に直属し、部下
係			中学卒	3	42	.4	407,184	11,981	395,203	を有する者
<i>P</i> 1.	技	術	主 任	779	43	5	489,561	77,746	411,815	係長等のいない事 業所において、職
	12	נוע	大学卒	590	42		489,513	79,409	410,104	能資格等が上記主
職			短大卒	66	46		512,375	83,413	428,962	任と同等と認められ る主任
			高校卒	121	46		477,593	65,225	412,368	中間職(係長-
種			中学卒	2	38		417,845	109,156	308,689	(係員間)
1生	₩	弘						ì	·	
	事	務	係員	2,958	37		350,042	39,042	311,000	
			大学卒 短大卒	1,889	34		358,810	42,717	316,093	
			超人平 高校卒	401 657	44 41		339,704 329,204	35,846 29,578	303,858 299,626	
			中学卒	11	50		355,280	41,809	313,471	
	ļ , .	71-3						·	,	
	技	術	係員	2,504	35		381,532	60,701	320,831	
			大学卒	1,458	33		388,661	63,135	325,526	
			短大卒	292	39		376,646	55,910	320,736	
			高校卒	738	38		370,525	57,938	312,587	
			中学卒	16	40	.3	317,538	45,008	272,530	

2 企業規模500人以上

		調	査	平 均	令和7	年4月分平均	支給額	
	職種名	印刊	.	T 29	きまって支給	うち	(A-B)	備考
	,,,	実	人 員	年 齢	する給与 (A)	時間外手当 (B)	(11 2)	VII.4
			人	歳	円 円	(D) 円	<u> </u>	
	支 店 長		21	53.8	950,911	9,035	941,876	構成員50人以上の
	大学卒		17	53.2	976,072	0	976,072	支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	短大卒		_	_	_	_	-	(ANNI KAIKIE II EIAK (6)
	高校卒		4	55.9	857,911	42,431	815,480	
	中学卒		_	_	-	-	_	
	工場長		16	56.1	830,005	18,456	811,549	構成員50人以上の
	大学卒		12	56.0	814,140	7,950	806,190	工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	短大卒		X	X	X	X	X	(収納収米江石を除く。)
	高校卒		3	56.0	849,840	58,251	791,589	
事	中学卒		_	_	_	_	_	
尹	事務部長		354	53.0	722,930	1,016	721,914	
	大学卒		299	52.7	736,221	1,120	735,101	→ 2課以上又は
務	短大卒		24	53.7	597,605	749	596,856	構成員20人以上 の部の長
	高校卒		31	54.8	686,052	213	685,839	職能資格等が上記
١.	中学卒		_	_	_	_	_	部の長と同等と認め られる部の長及び
	技術部長		248	54.6	732,489	852	731,637	部長級専門職
	大学卒		199	54.6	742,129	887	741,242	(取締役兼任者を除く。)
技	短大卒		13	53.7	715,178	1,133	714,045	
	高校卒		36	54.8	684,366	533	683,833	
術	中学卒		_	_	_	-	, –	J
N1.1	事務部次長		55	52.7	676,724	1,436	675,288	
	大学卒		44	52.6	692,934	1,780	691,154	> 上記部長に事故
関	短大卒		5	51.6	580,638	0	580,638	等のあるときの 職務代行者
	高校卒		6	54.2	624,612	0	624,612	職能資格等が
係	中学卒		_	_	, _	_	, –	上記部の次長と 同等と認められる
	技術部次長		63	53.9	763,125	3,777	759,348	部の次長及び
	大学卒		57	53.9 54.0	703,125	1,227	769,160	部次長級専門職 中間職(部長-
職	短大卒		3	53.2	770,387	48,567	676,683	課長間)
	高校卒		3	53.4	676,129	227	675,902	
種	中学卒		_	-	-	-	-	J
	事務課長		767	49.2	629,281	17,060	612,221	
	大学卒		602	49.2	623,873	14,052	609,821	~2係以上又は
	短大卒		42	51.8	566,789	2,083	564,706	構成員10人以上 の課の長
	高校卒		122	52.6	677,687	36,892	640,795	職能資格等が上記
	中学卒		X	X	X	X	x	課の長と同等と認め られる課の長及び
	技術課長		626	49.7	661,993	15,049	646,944	課長級専門職
	大学卒		626 465	49.7 49.3	667,386	15,049	655,269	
	短大卒		403 62	50.4	661,175	29,475	631,700	
	高校卒		99	51.1	634,062	20,585	613,477	
	中学卒		_	-	-		-	J
	. , ,							

				調査	平	均	令和	17 ⁴	年4月分平均	支給額	
	職	種	名	加 且	1	1-7	きまって支糸	洽	うち	(A-B)	備考
	1774	1-1-	т	実 人 員	年	齢	する給与 (A)		時間外手当 (B)	(11 15)	VIII 3
				人	1	歳		円		円	
	事	务課	長代理	241		46.5	533,42		53,422	480,006	前記課長に事故等
			大学卒	171		45.1	537,07	70	52,349	484,721	のあるときの職務代行者
			短大卒	32		50.0	443,50)6	47,693	395,813	課長に直属し部下 に係長等の役職者
			高校卒	37		49.3	604,84	19	65,362	539,487	を有する者
			中学卒	X		X	2	X	X	X	課長に直属し部下 4人以上を有する者
	技術	析課	長代理	128		46.4	659,95	51	64,144	595,807	職能資格等が上記課長代理と同等と
			大学卒	102		45.5	677,25		71,653	605,598	認められる課長代理
			短大卒	6		50.8	603,81		10,045	593,771	及び課長代理級専 門職
			高校卒	20		50.8	559,77		30,918	528,856	中間職(課長-
			中学卒	_		_	,	-	_	_	J 係長間)
事	事	務	係 長	521		44.7	499,50)5	67,930	431,575	
	7	177	大学卒	$\frac{321}{322}$		42.3	484,10		69,232	414,868	条の長及び
務			短大卒	67		48.6	483,14		59,162	423,979	係長級専門職
			高校卒	130		48.7	540,50		68,688	471,812	
			中学卒	2		50.3	522,04		42,912	479,136	
•	4-4-	仏士								•	
	技	術	係長	289		45.0	602,48		124,731	477,749	
技			大学卒	138		42.9	590,84		121,671	469,175	
1			短大卒	33		45.6	626,57		146,942	479,629	
			高校卒	117		47.8	613,85		122,617	491,239	
術			中学卒	X		X		X	X	X	J
	事	務	主任	465		42.2	437,68		49,420	388,268	係長等のいる事業 所における主任
関			大学卒	355		40.6	435,32		51,610	383,710	係長等のいない事
123			短大卒	58		48.5	438,37		27,731	410,641	業所における主任 のうち、課長代理以
			高校卒	51		46.4	453,56	55	59,680	393,885	上に直属し、部下
係			中学卒	X		X	2	X	X	X	を有する者 係長等のいない事
	技	術	主 任	494		45.1	527,63	37	84,774	442,863	業所において、職
職			大学卒	376		44.0	522,71		85,173	437,540	能資格等が上記主 任と同等と認められ
邦联			短大卒	44		47.1	554,54	13	91,792	462,751	る主任
			高校卒	74		50.0	539,12	22	78,051	461,071	中間職(係長一係員間)
種			中学卒	_		_		-	_	_	J MAIN
	事	務	係 員	2,065		36.8	363,62	24	41,850	321,774	
	,	*/*	大学卒	1,355		34.0	368,97		44,998	323,976	
			短大卒	259		44.3	362,23		42,012	320,219	
			高校卒	441		41.4	346,79		31,414	315,385	
			中学卒	10		50.8	342,36		24,970	317,393	
	技	術	係 員	1,922		35.6	390,34	13	63,040	327,303	
	<i>,</i> ^	111	大学卒	1,137		33.2	398,89		66,515	332,384	
			短大卒	201		38.4	390,71		60,630	330,088	
			高校卒	571		39.2	374,71		57,262	317,450	
			中学卒	13		40.9	324,38		51,022	273,366	
				10	1		321,00	. –	01,000	,	

3 企業規模100人以上500人未満

			查	平均	令和7	年4月分平均	支給額	
	職種名	調	д.	T 29	きまって支給	うち	(A-B)	備考
		実	人 員	年 齢	する給与 (A)	時間外手当 (B)	(11 2)	VII.4
	1		人	歳	円 円	円	円	
	支 店 長		2	52.9	468,309	20,697	447,612	構成員50人以上の
	大学卒		X	X	X	X	X	支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	短大卒		_	_	_	_	-	() The position is a control of
	高校卒		X	X	X	X	X	
	中学卒		_	_	_	_	_	
	工場長		3	48.7	691,721	200	691,521	構成員50人以上の
	大学卒		2	52.0	832,781	0	832,781	工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	短大卒		_	_	-	_	_	(ANNI KAKE E EIA (6)
	高校卒		X	X	X	X	X	
事	中学卒		_	-	_	_	_	
7	事務部長		137	52.7	596,835	10,695	586,140	
	大学卒		116	52.5	608,399	11,791	596,608	▶2課以上又は 構成員20人以上
務	短大卒		7	53.4	536,767	914	535,853	の部の長
	高校卒		13	54.9	504,948	7,651	497,297	職能資格等が上記
	中学卒		X	X	X	X	X	部の長と同等と認め られる部の長及び
	技術部長		68	53.7	648,780	10,871	637,909	部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
l	大学卒		51	53.6	678,807	12,846	665,961	(AVAID CARLE E EDAY)
技	短大卒		4	51.2	571,253	277	570,976	
	高校卒		13	54.8	560,850	6,745	554,105	
術	中学卒		_	-	_	-	_	J
	事務部次長		41	50.4	548,093	34,162	513,931	
日日	大学卒		32	49.1	566,469	42,087	524,382	→ 上記部長に事故 等のあるときの
関	短大卒		X	X	X	X	X	職務代行者
	高校卒		8	54.5	488,338	9,965	478,373	職能資格等が 上記部の次長と
係	中学卒		_	-	_	_	_	同等と認められる
	技術部次長		36	50.8	512,119	40	512,079	部の次長及び 部次長級専門職
職	大学卒		26	50.1	527,088	55	527,033	中間職(部長-
刊以	短大卒		_	_	_	-	_	課長間)
	高校卒		10	52.7	472,706	1	472,705	
種	中学卒			_	_	_	_)
	事務課長		224	48.9	519,162	17,243	501,919	
	大学卒		174	48.7	529,438	15,477	513,961	≻ 2係以上又は 構成員10人以上
	短大卒		20	47.8	476,867	24,449	452,418	の課の長
	高校卒		29	50.5	494,545	22,497	472,048	職能資格等が上記 課の長と同等と認め
	中学卒		X	X	X	X	X	られる課の長及び
	技 術 課 長		256	50.2	595,977	5,301	590,676	課長級専門職
	大学卒		181	50.0	603,842	6,307	597,535	
	短大卒		21	51.8	636,813	880	635,933	
	高校卒		54	50.0	551,601	3,688	547,913	
	中学卒		_	_	_	_	_	

		調 査 平 均 令和7年4月分平均支給額							
	職	種	名	叫 且		きまって支給	うち	(A-B)	備考
		,		実 人 員	年 齢	する給与 (A)	時間外手当 (B)	` ,	
	畫₹	∕у∋п	巨小油	人	歳	円	円 42.000	円) 前記課長に事故等
	争 者	劣 硃	長代理 大学卒	49	47.2	473,238	43,860	429,378	> のあるときの職務代
			短大卒	35	45.4	471,208	42,912	428,296	行者 課長に直属し部下
			高校卒	9 5	51.9 52.1	498,981 443,355	54,633 32,048	444,348 411,307	に係長等の役職者
			中学卒	- 5	32.1	445,500	32,040	411,307	を有する者 課長に直属し部下
									4人以上を有する者 職能資格等が上記
	技術	 村課	長代理	18	44.7	451,456	19,805	431,651	課長代理と同等と
			大学卒	15	43.5	448,929	23,506	425,423	認められる課長代理 及び課長代理級専
			短大卒	X	X	X	X	X	門職
			高校卒	2	51.2	435,601	0	435,601	中間職(課長- 係長間)
事			中学卒	_	_	_	_	_	
	事	務	係 長	266	45.8	380,948	38,833	342,115	KOETT
₹			大学卒	178	43.9	385,465	39,073	346,392	
務			短大卒	36	49.4	362,042	33,037	329,005	NITE STORY OF 1 4 1198
			高校卒	50	49.8	377,921	40,407	337,514	
			中学卒	2	50.1	414,662	83,284	331,378	
	技	術	係 長	238	44.7	440,612	71,981	368,631	
			大学卒	150	43.5	438,322	67,034	371,288	
技			短大卒	23	45.4	468,243	91,301	376,942	
			高校卒	62	47.0	437,358	79,290	358,068	
術			中学卒	3	53.6	409,996	31,805	378,191	J
	事	務	主 任	293	43.0	345,185	38,248	306,937	承長等のいる事業
関			大学卒	199	40.4	350,274	39,401	310,873	→ 所における主任 係長等のいない事
渕			短大卒	38	47.8	335,234	30,633	304,601	業所における主任
			高校卒	54	48.6	334,852	40,571	294,281	のうち、課長代理以 上に直属し、部下
係			中学卒	2	36.4	333,192	18,304	314,888	を有する者 係長等のいない事
	技	術	主 任	285	39.8	402,178	61,617	340,561	業所において、職
田分下			大学卒	214	39.3	410,528	65,695	344,833	能資格等が上記主 任と同等と認められ
職			短大卒	22	43.1	405,744	62,227	343,517	る主任
			高校卒	47	41.0	361,880	41,106	320,774	中間職(係長一 係員間)
種			中学卒	2	38.0	417,845	109,156	308,689	
	事	務	係 員	893	38.5	311,617	31,098	280,519	
		~~	大学卒	534	35.7	326,508	35,465	291,043	
			短大卒	142	43.2	290,998	22,513	268,485	
			高校卒	216	42.2	287,424	25,221	262,203	
			中学卒	X	X	X	X	X	
	技	術	係 員	582	35.4	333,790	48,026	285,764	
			大学卒	321	33.5	330,136	43,813	286,323	
			短大卒	91	41.8	323,651	38,133	285,518	
			高校卒	167	36.1	346,874	61,754	285,120	
			中学卒	3	36.5	275,657	8,242	267,415	

4 企業規模50人以上100人未満(参考)

			査	平 均		年4月分平均	支給額	
	職種名	調		T 29	きまって支給 する給与	うち 時間外手当	(A-B)	備考
		実	人員	年 齢	9 の和子 (A)	時間が手ョ (B)		
			人	歳	円	円	円	
	支 店 長		X	X	X	X	X	構成員50人以上の 支店(社)の長
	大学卒		_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)
	短大卒		_	_	_	_	_	
	高校卒 中学卒		X	X _	X _	X	X	
								ltt. N II so I DI I so
	工場長		_	_	_	_	_	構成員50人以上の 工場の長
	大学卒 短大卒		_	_	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)
	高校卒		_	_	_	_	_	
	中学卒		_	_	_	_	_	
事			00	F0.0	FOF 01.4	1 000	F00 F01	
	事 務 部 長 大学卒		20 13	52.6 52.4	585,214 587,091	1,633 2,404	583,581 584,687	▶2課以上又は
務	短大卒		13 4	52.4 53.0	587,091 602,557	2,404	602,260	構成員20人以上
	高校卒		3	53.2	552,927	0	552,927	の部の長 職能資格等が上記
	中学卒		_	-	-	_	-	部の長と同等と認め られる部の長及び
•	技術部長		_	40 G	FG2 927	40.000	E99 997	部長級専門職
	大学卒		5 2	49.6 51.5	563,237 478,438	40,000	523,237 478,438	(取締役兼任者を除く。)
技	短大卒		_	J1.J -	470,430	- -	470,430	
	高校卒		3	48.3	619,770	66,667	553,103	
術	中学卒		_	-	-	-	-	J
h12	事務部次長		6	54.4	433,535	1,056	432,479	<u> </u>
	大学卒		4	54.7	444,316	0	444,316	→ 上記部長に事故
関	短大卒		X	X	X	X	X	等のあるときの 職務代行者
	高校卒		X	X	X	X	X	職能資格等が
係	中学卒		_	_	_	-	_	上記部の次長と 同等と認められる
	技術部次長		2	50.5	458,060	49,477	408,583	部の次長及び 部次長級専門職
職	大学卒		_	_	_	_	_	中間職(部長-
194	短大卒		X	X	X	X	X	課長間)
	高校卒		X	X	X	X	X	
種	中学卒		_	_	_	_	_	J
	事務課長		12	50.9	439,418	135	439,283	> oke by 1. Total
	大学卒		8	51.2	424,931	89	424,842	∠ 2係以上又は 横成員10人以上
	短大卒		X	X	X	X	X	の課の長
	高校卒		3	54.5	478,878	0	478,878	職能資格等が上記 課の長と同等と認め
	中学卒		_	_	_	_	_	られる課の長及び 課長級専門職
	技術課長		12	52.7	453,724	17,595	436,129	
	大学卒		2	51.0	427,310	0	427,310	
	短大卒		3	56.0	449,374	12,821	436,553	
	高校卒		7	52.0	461,573	23,495	438,078	J
	中学卒			_	_	_	_	

				調	査	平	均	令和7	年4月分平均	J支給額	
	職	種	名	印印	且.	—	17)	きまって支給	うち	(A-B)	備考
				実	人員	年	齢	する給与 (A)	時間外手当 (B)		
	-1. -7	⊬⇒m	三 小 = 四		人		歳	円 20 5 200	円	円	> 並和無に事状体
	事剂	务課	長代理		5		56.0	387,630	38,970	348,660	前記課長に事故等 のあるときの職務代
			大学卒 短大卒		3		57.0	415,822	55,218	360,604	行者 課長に直属し部下
			超人平 高校卒		X		X	X	X	X	に係長等の役職者
			中学卒		X _		X _	X _	X _	X _	を有する者 課長に直属し部下
	壮允	长津	長代理		9		E9 E	40C 0C2	04 691	210 100	4人以上を有する者 職能資格等が上記
	127	门味	大学卒		2 x		52.5 x	406,863 x	94,681 x	312,182 x	課長代理と同等と 認められる課長代理
			短大卒		- A		- -			_	及び課長代理級専
			高校卒		X		X	X	X	X	門職 中間職(課長-
#			中学卒		_		_		_	_	J 係長間)
事	事	務	係 長		26		46.0	371,819	47,474	324,345	<u> </u>
	7	177	大学卒		15		44.7	371,013	49,483	329,579	- 係の長及び
務			短大卒		6		45.8	368,175	51,195	316,980	係長級専門職
			高校卒		5		49.8	355,030		317,624	
			中学卒		_		_	_	_	_	
	技	術	係 長		33		46.6	383,119	56,454	326,665	
	11	נוע	大学卒		22		45.8	383,326	59,257	324,069	
技			短大卒		10		48.8	387,824	47,761	340,063	
			高校卒		X		X	x	x	X	
術			中学卒		_		_	_	_	_	J
113	事	務	主 任		33		42.8	329,390	42,427	286,963	↑ 係長等のいる事業
	,	~~	大学卒		14		40.1	359,996	47,555	312,441	→ 所における主任 係長等のいない事
関			短大卒		9		46.3	311,304	42,101	269,203	業所における主任
			高校卒		10		43.6	300,973	35,266	265,707	のうち、課長代理以 上に直属し、部下
係			中学卒		_		-	_	_	_	を有する者
	技	術	主 任		12		43.4	312,955	42,024	270,931	係長等のいない事 業所において、職
TI-\$-1		,,,,	大学卒		6		41.5	335,744			能資格等が上記主 任と同等と認められ
職			短大卒		3		48.0	282,721	2,482	280,239	る主任
			高校卒		3		42.7	299,410	38,027	261,383	中間職(係長一係員間)
種			中学卒		-		_	_	_	_	J MAIN
	事	務	係 員		153		36.6	326,340	36,269	290,071	
			大学卒		94		34.5	321,377	33,271	288,106	
			短大卒		27		45.4	374,849	46,409	328,440	
			高校卒		32		35.1	298,697	36,382	262,315	
			中学卒		_		_	_	_	_	
	技	術	係 員		68		33.7	312,524	37,920	274,604	
			大学卒		46		32.1	300,576	32,540	268,036	
			短大卒		10		38.0	371,719	53,421	318,298	
			高校卒		12		36.3	308,500	45,799	262,701	
			中学卒		_		_	_	_	_	

その2 給与比較の対象外職種 企業規模計(100人以上)

		調査	平 均		三4月分平均	支給額	
	職種名	実人員	年 齢	きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)	備 考
技能・労	電話交換手	人 -	歳	円 -	円 -	円 -	見習,外国語の電話 交換手を除く。
務関係	自家用乗用自動車運転手 守 衛	X -	X -	X -	X -	X -	業務委託契約等に 基づき、他の事業所 において業務に従事
職種	用 務 員	3	51.1	280,635	26,609	254,026	している者を除く。
教	大学学長・副学長・学部長	11	61.9	684,724	0	684,724	
育	大 学 教 授	89	57.9	602,469	0	602,469	
	大学准教授	71	48.5	512,315	0	512,315	
関	大 学 講 師	34	42.5	462,174	0	462,174	
係	大 学 助 教	14	40.7	375,960	0	375,960	
職	高等学校校長	2	62.3	671,108	0	671,108	
紝	高等学校教頭	2	59.7	629,682	0	629,682	
種	高等学校教諭	36	46.8	514,839	31,875	482,964	
研	研 究 所 長	X	X	X	X	X	横成員50人以上の 所の長
究	研究部(課)長	20	46.2	543,475	0	543,475	2室(係)以上又は 構成員7人以上の
関	研究室(係)長	7	38.0	413,505	33,790	379,715	√構成員3人以上の 室(係)の長
係	主任研究員	39	41.6	424,014	27,189	396,825	下記研究員より上位 の者(研究所長の職名
職	研 究 員	54	36.6	348,974	18,374	330,600	を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長
種	研究補助員	X	X	X	X	X	を 除く。)
	病 院 長	_	_	_	_	-	√部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	4	60.5	1,546,217	324,997	1,221,220	上記病院長に事故等あ るときの職務代行者
医	医 科 長	6	54.5	1,352,549	232,057	1,120,492	部下に医師又は歯科医 師1人以上
	医師	25	37.0	923,338	151,008	772,330	
療	歯 科 医 師	_	_	_	_	_	
	薬 局 長	3	52.0	458,465	23,294	435,171	部下に薬剤師2人以上
関	薬 剤 師	41	37.4	373,247	23,452	349,795	
,, .	診療放射線技師	39	43.0	433,894	3,314	430,580	
IT.	臨床検査技師	43	44.4	421,471	24,488	396,983	
係	栄 養 士	29	37.2	313,878	18,281	295,597	
	理学療法士	83	32.2	304,759	10,428	294,331	
職	作業療法士	67	31.3	293,057	15,294	277,763	
	総 看 護 師 長	3	56.7	616,055	4,233	611,822	部下に看護師長5人以 上
種	看 護 師 長	77	48.0	467,477	19,273	448,204	部下に看護師又は准看 護師5人以上
	看 護 師	171	36.2	357,761	26,443	331,318	
	准 看 護 師	62	49.0	328,231	24,489	303,742	

⁽注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す。

第17表 職種に対応する級(行政職給料表)

		対 応 職 種	
行政職給料表 職 務 の 級	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	【参考】 企業規模 50人以上 100人未満
7 級	支工		
6 級	事務課長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長	
5 級	事 務 課 長 技 術 課 長	技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長
4 級	事務課長代理技術課長代理	事 務 課 長 技 術 課 長	技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
3 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理 事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 技 術 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理
2 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長
1 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員

⁽注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第18表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	技能•労務等従業員
		円	円
平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	389,938	292,518
1 . 3/2//2011 1/14 3 23 192	上 半 期 (A2)	397,711	302,560
		円	円
性则处页士处据	下 半 期 (B1)	877,268	592,208
特別給の支給額	上 半 期 (B2)	962,638	698,534
		月分	月分
	下半期 (B1) (A1)	2.25	2.02
特別給の支給割合	上 半 期 (B2) (A2)	2.42	2.31
	年間計	4.67月分	4.33月分

⁽注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から7月までの期間をいう。 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計している。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

_	項目	部長	長 級	課長	: 級	係	員
	企業規模	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	規模計 (100人以上)	41.8	58.2	43.7	56.3	50.8	49.2
	500 人以上	33.1	66.9	35.7	64.3	47.3	52.7
	100 人 以 上 500 人 未 満	50.3	49.7	51.4	48.6	54.2	45.8
	【参考】 50人以上 100人未満	56.3	38.3	62.2	37.8	59.4	40.6

第20表 民間における住宅手当(借家・借間)の支給状況

支 給 の 有 無	事業所割合
支給	46. 2%
非 支 給	53.8%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	24,000円 以上 25,000円 未満

⁽注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。(第21表から 第24表において同じ。)

第21表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

	支給する		支給しない			
	文作 りる	運賃相当額制	距離段階別 定額制		その他	文和 しない
	99. 4%	(19.8%)	(60. 2%)	(2.3%)	(17. 7%)	0. 5%

⁽注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない(その2において同じ。)。

その2 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する		支 給 形 態				
▼ № 9 3	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	支給しない	
34. 6%	(11.6%)	(83. 5%)	(0.0%)	(5.0%)	65. 3%	

⁽注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

	月額									
3,000円未満 3,000円以 4,000円未		4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満			
0.0%	24.6%	0.0%	36.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			
月額										
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上									
29. 4%	9.5%									

- (注)1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、
 - 一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。
 - 2 全額支給制及び制限支給制にあっては最高支給月額。

その4 自動車等使用者に対する通勤手当の支給状況

	距離段階別定額制における支給月額									
距 離 (片 道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km	60km			
支給月額	4,069円	6,988円	13, 111円	18, 981円	24, 509円	29, 909円	35, 453円			
距 離 (片 道)	70km	80km	90km	100km						
支給月額	43, 750円	49, 368円	56, 236円	62, 487円						

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年	年 齢	定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	63.9	36.1	0.0

⁽注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況

	項目		目	// La > Debre 1, 10		AA La NAHET I. I
区分		給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし		
				%	%	%
課	長		級	51.6	23.3	48.4
非	管	理	職	46.0	24.7	54.0

⁽注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第24表において同じ。)。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非 管 理 職
%	%
73.0	79.1

⁽注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて 受ける年間給与水準の割合である。

² 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

令和7年4月の標準生計費

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、1人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される複数人世帯(2人~5人世帯)について、世帯人員別に世帯主の想定年齢を設定し、令和7年4月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の5つの費目を対象として算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費・・・・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…… 被服及び履物

雑 費 I · · · · · · 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ・・・・・・ その他の消費支出 (諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

第25表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位:円)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	38, 047	51, 206	65, 493	79, 781	94, 069
住 居 関 係 費	40, 190	52, 184	43, 546	34, 907	26, 269
被服・履物費	6, 848	4, 933	7, 844	10, 771	13, 681
雑 費 I	25, 280	37, 005	51, 537	66, 069	80, 751
雑 費 Ⅱ	12, 416	20, 228	26, 473	32, 648	38, 894
合 計	122, 781	165, 556	194, 893	224, 176	253, 664